昭和 43年豪雪の概況

2月20日現在

街をあげての雪おろし（高田市内）

新潟県

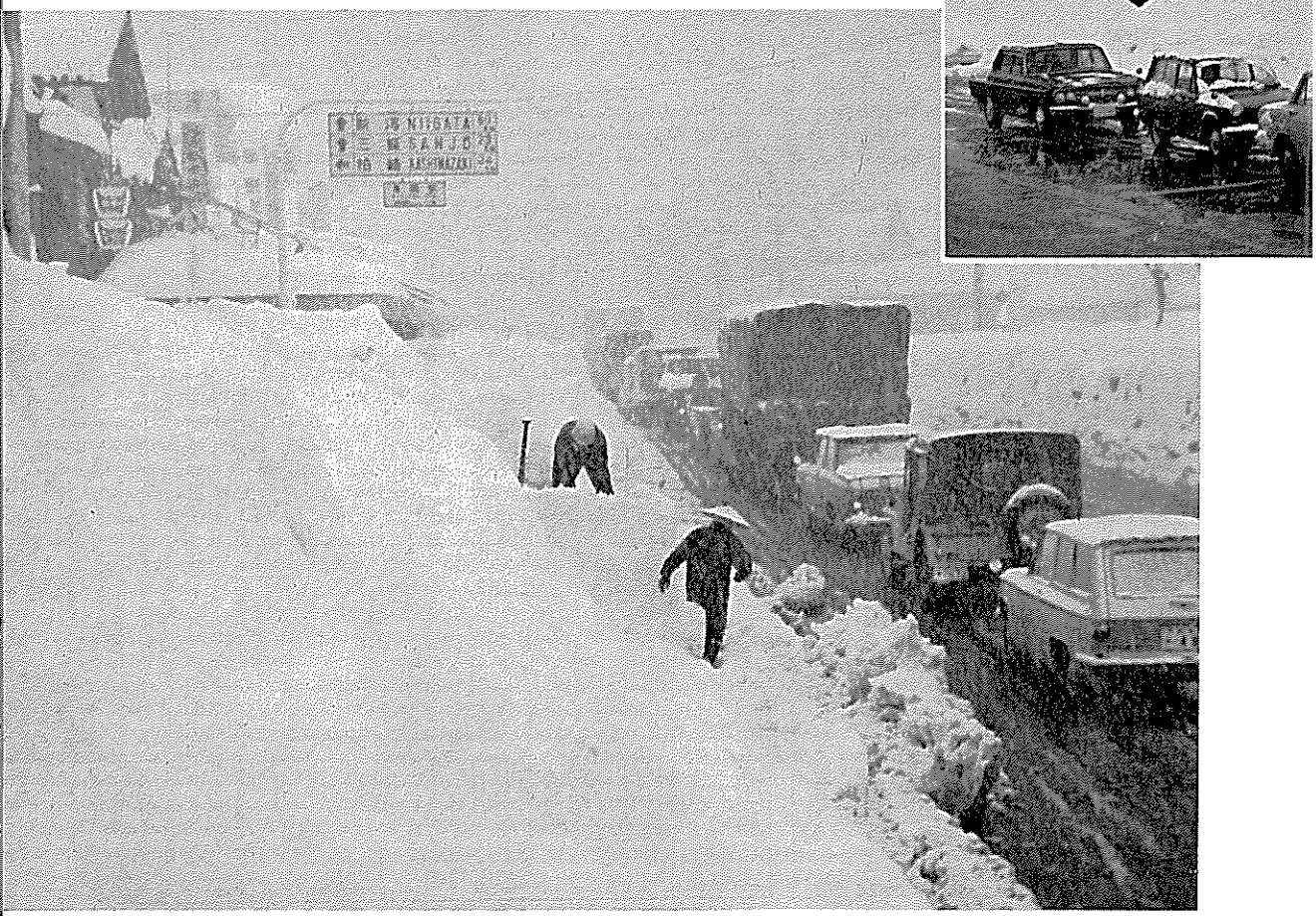

▲長岡市内の国道確保に威力をみせる消雪パイプ
▼道路も2階までせり上がる（見附市）

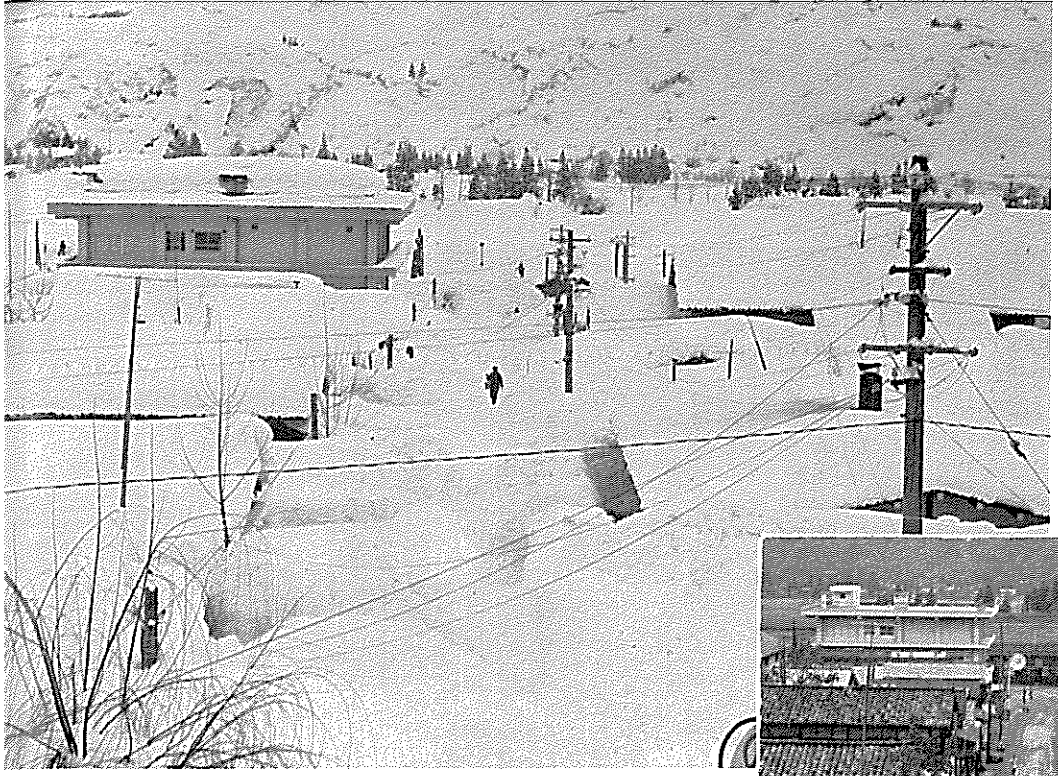

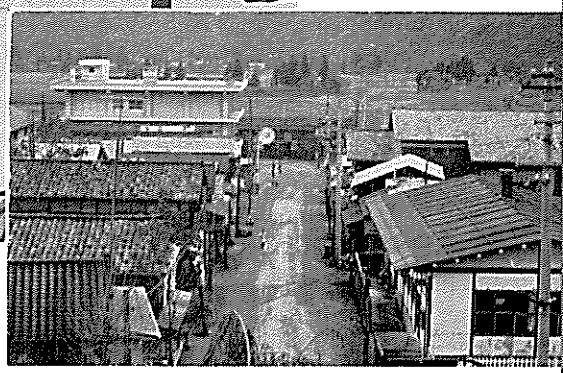

▲雪に埋もれた駅前通り（北魚沼郡守門村。右は夏の同地区）

▼おろした雪も2階を超える十日町市内

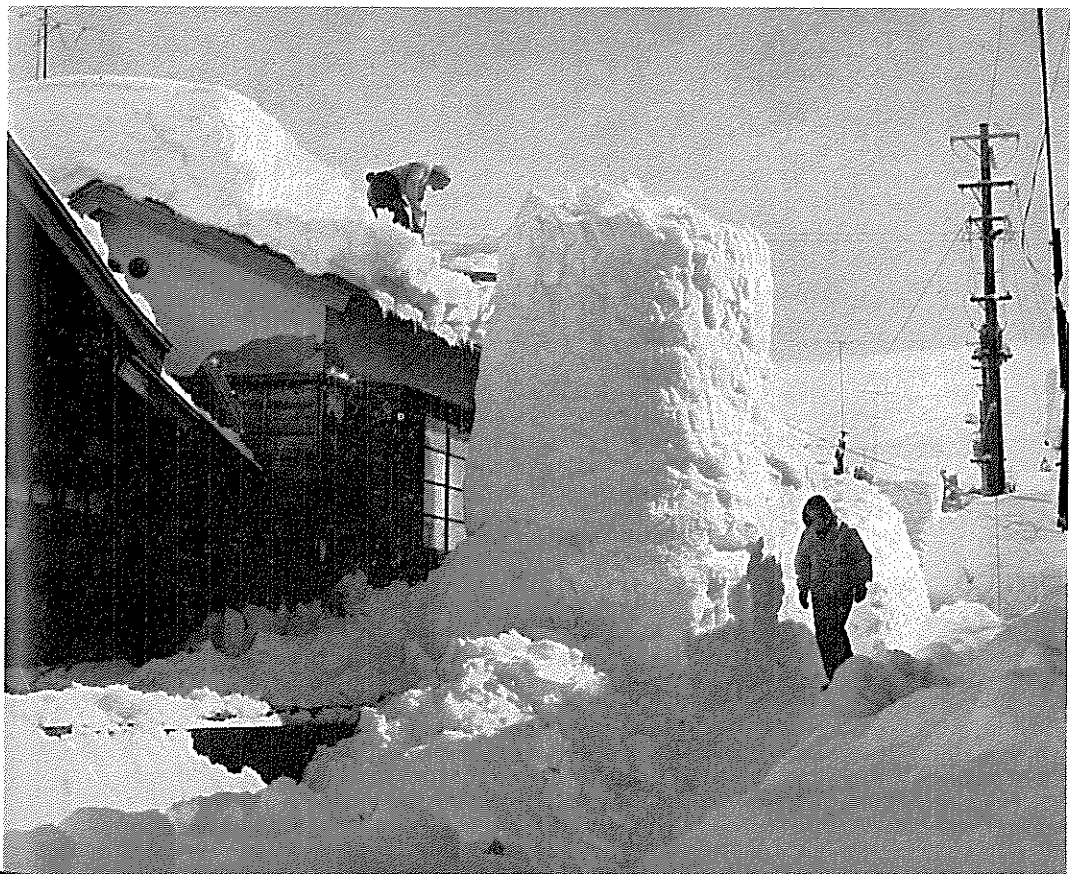

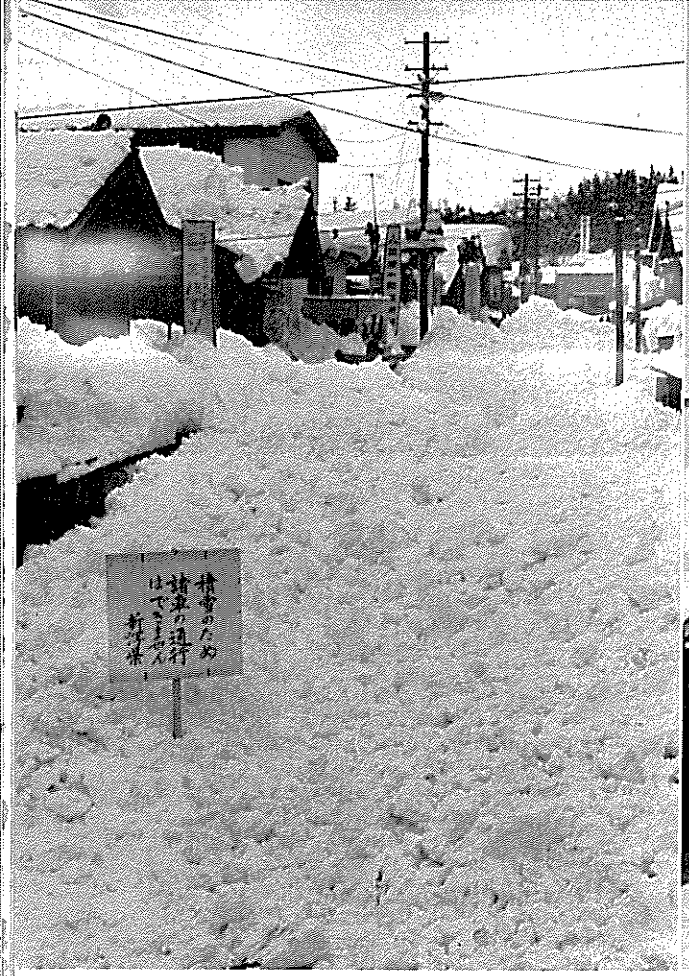

▲一時は交通不能となつた栃尾市内

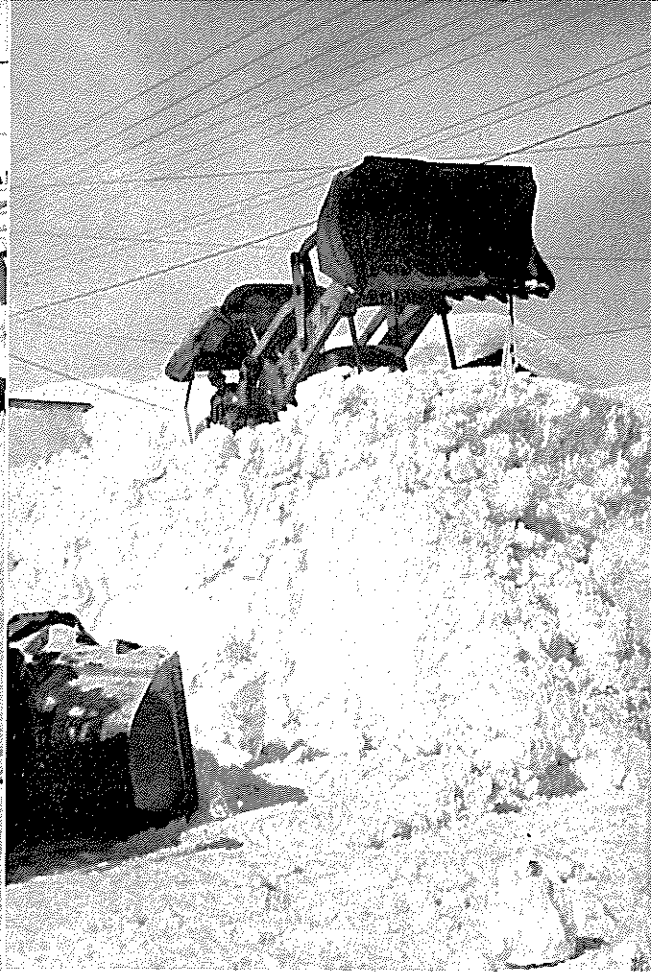

▲雪と闘うブルドーザー（新井市内の除雪作業）

▼ロータリー除雪車もあえぐ（只見線越後須原駅）

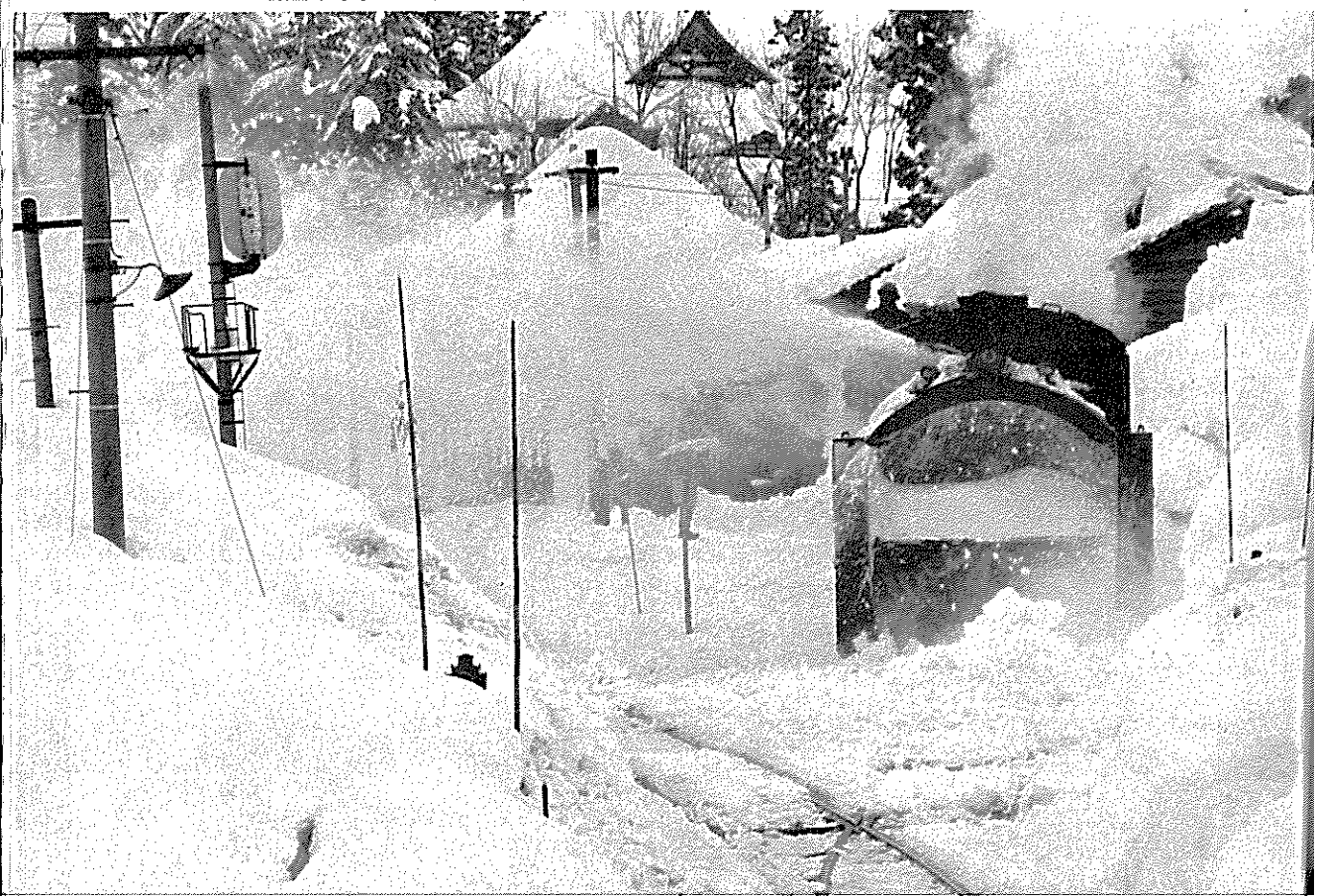

▼深夜の除雪作業（国道49号線）

▼雪上車も苦闘する

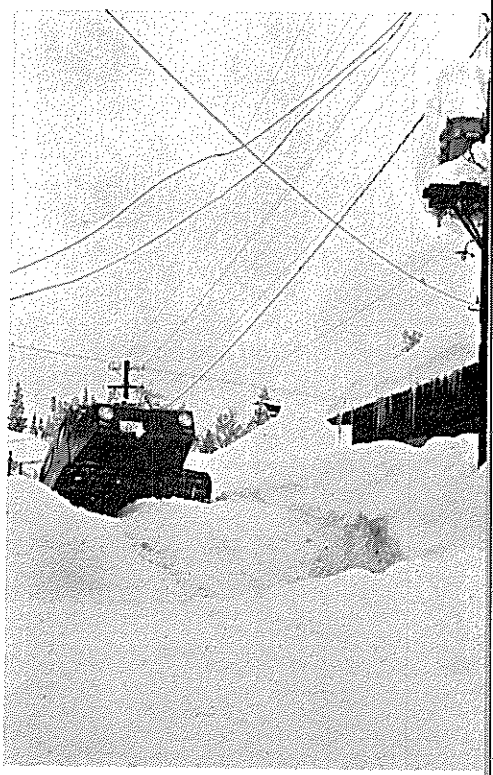

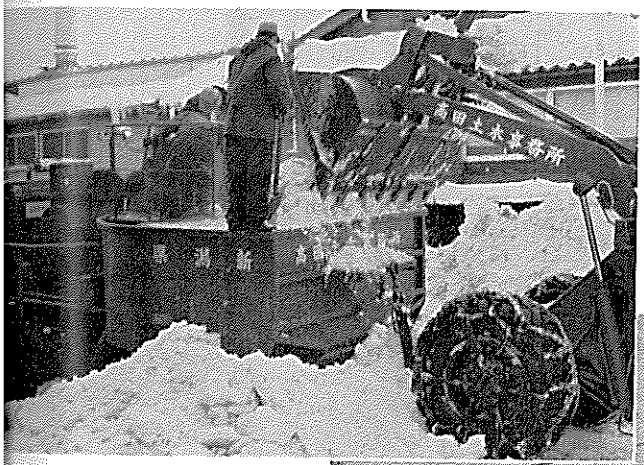

▲新鋭機スノーメルター

▶配電線もズタズタ
（東頸城郡牧村）

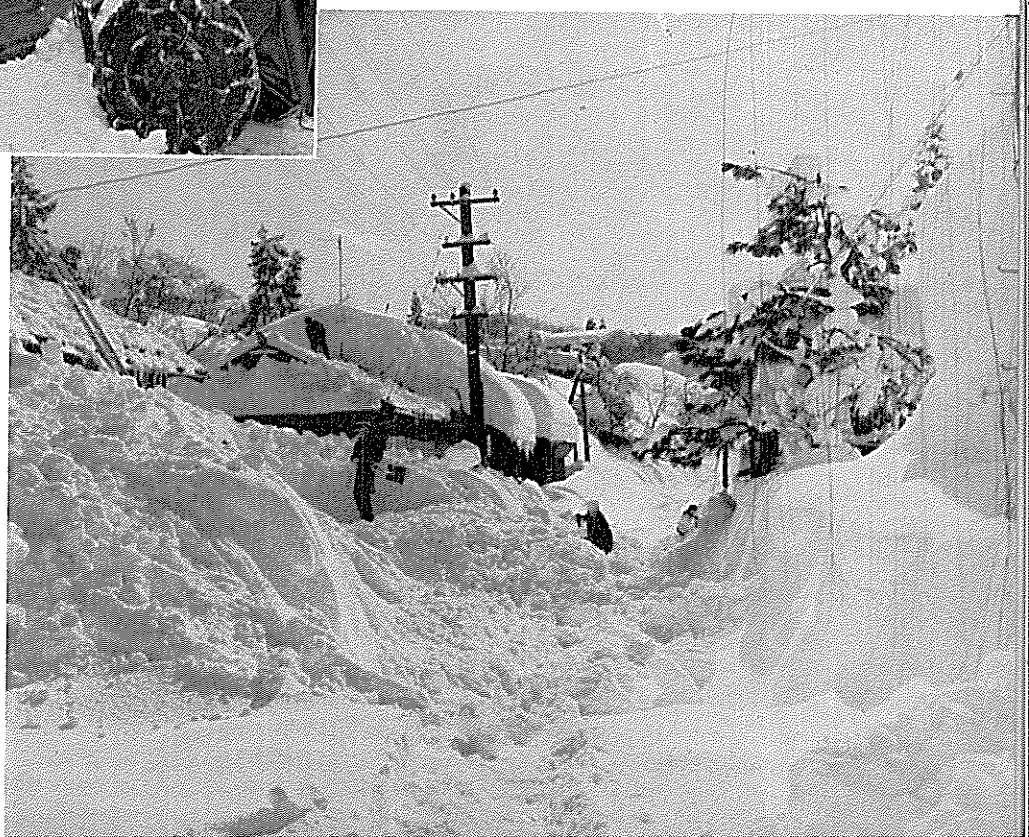

▲流雪溝もつまつて，浸水さわぎの湯之谷村（新井市では用水掘さく作業中に消防団員が殉職した。）

▼流雪溝に頼る小千谷市商店街

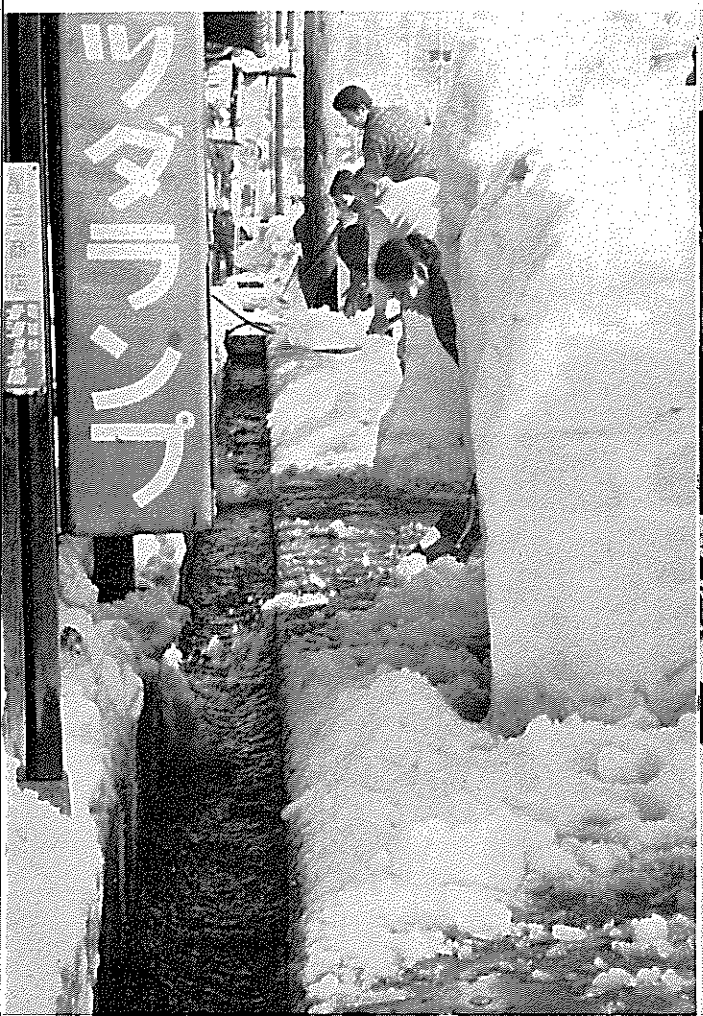

▼雪にもめけず集団登校中の児童（栃尾市内）

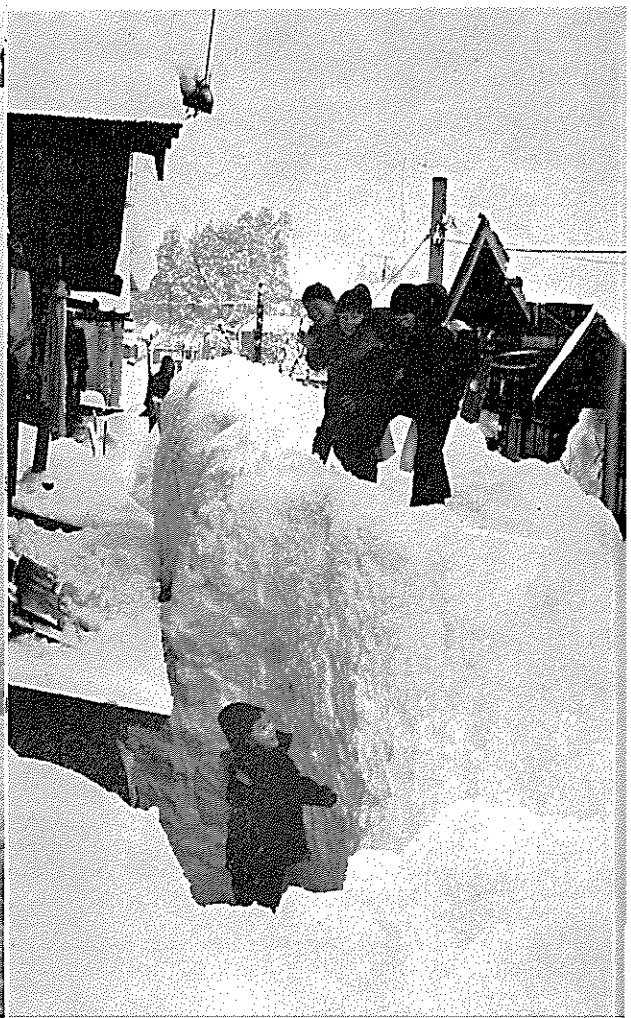

今冬の雪は，11月中に初雪を見， 12月に入ると８～10日， 22～23日， 28～30日と大雪があつてそのつど停電事故や列車遅延等多少の混乱が起きた。１月に入つてからは，ほとんど毎日雪の日が続き周期的にかなりの降雪をみた（８日，15日には日降雪量が１メートルちかいところもあつた）とはいえ，全般的には除雪対策等も比較的円滑に進行して社会生活上の混乱は少なかつたが，１月末から２月にかけての大雪は，きわめて強い大陸寒気の影響により各地に大雪が降りつづき，積雪深は遂に平年値を大巾に上回り昭和38年豪雪時の積雪深をもしのぐ地点が多発した。

このため，列車の運行は全く混乱し，道路交通も一時はまひ状態に陥つた。とくに山間地においては，新雪なだれの危険から部落間の徒歩連絡も困難となり，急患発生時等においてはヘリコプターによる搬送が唯一の手段となる場合もあつた。県は直ちに対策本部を設置して主要国県道の交通確保のための道路除雪等に力を注ぎ，市町村もまた続々と対策本部を設置して圧雪道路の開設，家屋除雪等の調整を行ない事態の収拾につとめた。一方，国鉄においても列車の運行を確保するため対策本部を設置して除雪作業の推進をはかつた。やがて大雪も峠をこえ，関係機関の努力が実を結ぶにつれて山間地区の孤立状態も次第に解消し， ２月中旬にはほぼ緊急事態の 終熄をみた。

２月15日から16日にかけては，東京をはじめ広く関東地方から四国，九州方面にまで大雪が降り，本県においても沿岸平野部でかなりの降雪をみたが，２月初旬の大雪と異なり大きな混乱はなかつた。（今後の状況については，まだ大雪の可能性もあり不明）

雪による被害は死者９人，建物の損壊等343棟となつているが，その大部分は２月の大雪によるものであり，農林商工業関係被害のほか公共施設除雪費等も含めさらに一般家庭における家屋除雪等の経費をもこれに加えれば，本県における今冬の損失は76億円にも及ぶと推定される。

さらに今後は，例年にない豪雪にともない底なだれによる被害の激増が懸念されるとともに， 融雪期における出水被害や， 融雪遅延による農作物の適期播種植付の遅延，災害復旧工事の遅延等が心配される。

I　降積雪の状況

今冬の雪は，12月８日から10日にかけて下越東部山間地方に毎日多いところで約50センチメートルという降雪が続き，鉄道運行の混乱，配電線の切断等の障害を起こし，12月22日，23日及び28～30日にも中下越地方に大きな降雪をみて，防災関係者に緊張を与えた。

本年に入つてからは，ほぼ周期的に低気圧が日本海から本州北部を横ぎつてオホーツク海に抜け，これにともない西高東低の冬型気圧配置が出現し，数日おきにかなりの降雪をみたが，長期の連続降雪ということはあまりなかつた。

満州から沿海州を通つて日本海に落ち込んだ大陸寒気の影響により１月31日後半から降りはじめた雪は，5,000メートル上空において－42℃という大きな広がりをもつ寒気塊の接近にともない，本県の魚沼，頸城地方において日降雪量が多いところで１メートル以上という大雪をもたらした。

この寒気塊が抜けたあとも次から次へと寒気が大陸から日本海へ南下したため，降雪の中心は魚沼地方又は頸城地方と移動しながらも，何日も大雪の日が続いた。このため，魚沼，頸城地方の山間部における積雪は平年値を大巾に上回り，昭和38年豪雪の里雪型とは対照的に山雪型の豪雪となつた。昨年末からの状況を総合すれば，今冬の雪は山里混合型の大雪といえよう。

新潟地方気象台の記録によれば，赤谷における積雪320センチは大正９年以来初の最高積雪記録であり，松代の365センチ（昭和32年以来），根知の340センチ（昭和31年以来）がそれぞれ観測開始以降第二位の最高積雪深記録であつた。

なお，２月20日現在における気圧配置及び寒気の張り出し状況からは，さらに一降りする可能性もはらんでいる。

注　次頁以下の降積雪分布図は新潟地方気象台提供資料により，昭和38年豪雪との比較その他の数表は県土木部資料により作成した。

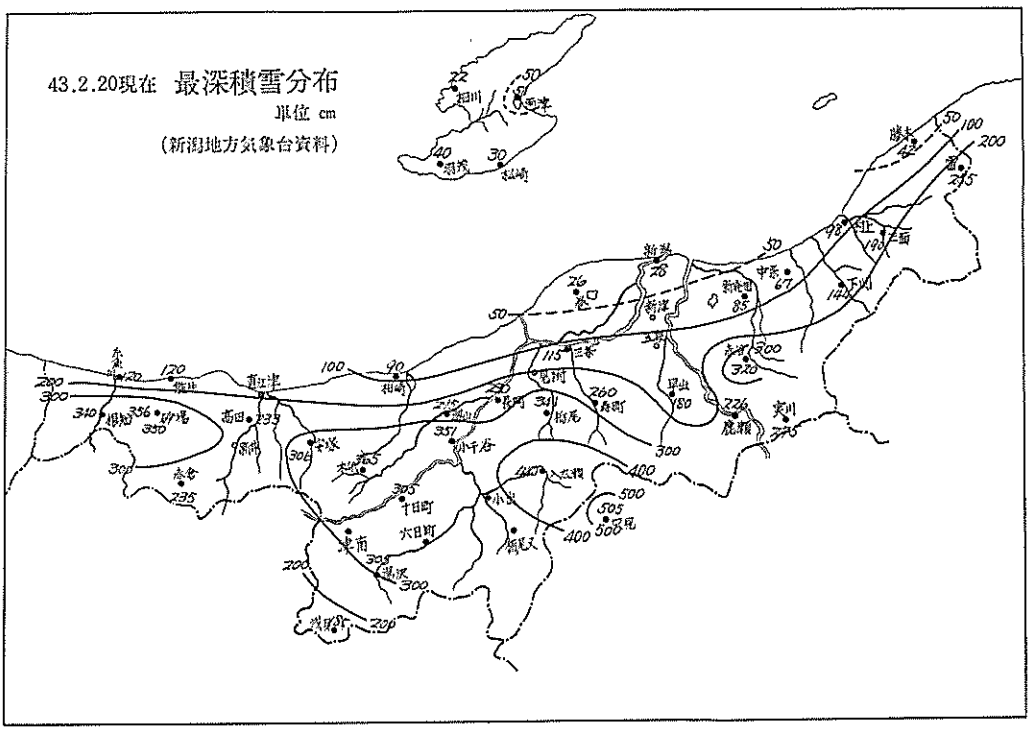
43.2.20現在 最深積雪分布
単位 cm
(新潟地方気象台資料)

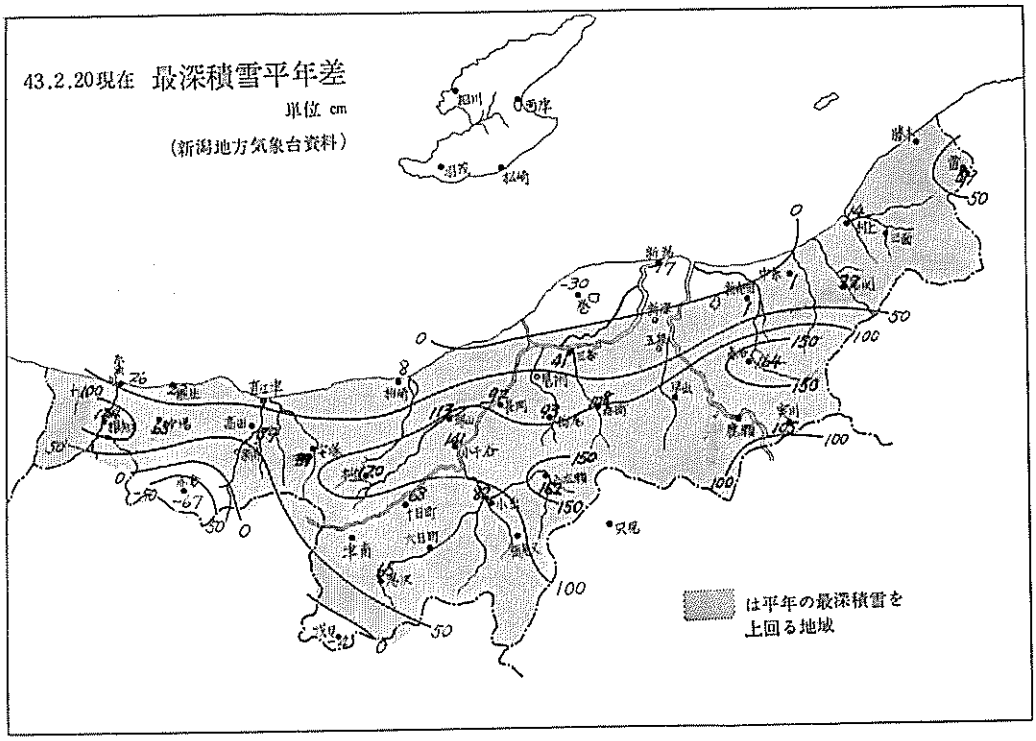
43.2.20現在 最深積雪平年差
単位 cm
(新潟地方気象台資料)
は平年の最深積雪を
上回る地域

日 降 雪 量 分 布 〔単位cm〕 (新潟地方気象台資料)

1月31日
(31日9時～1日9時)

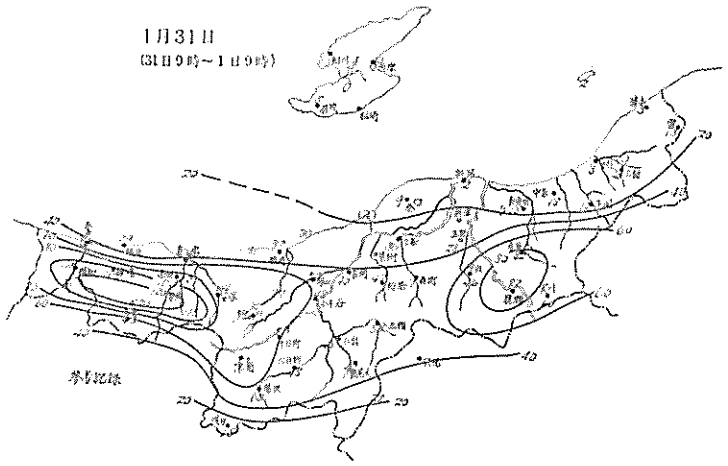

2月1日
(1日9時～2日9時)

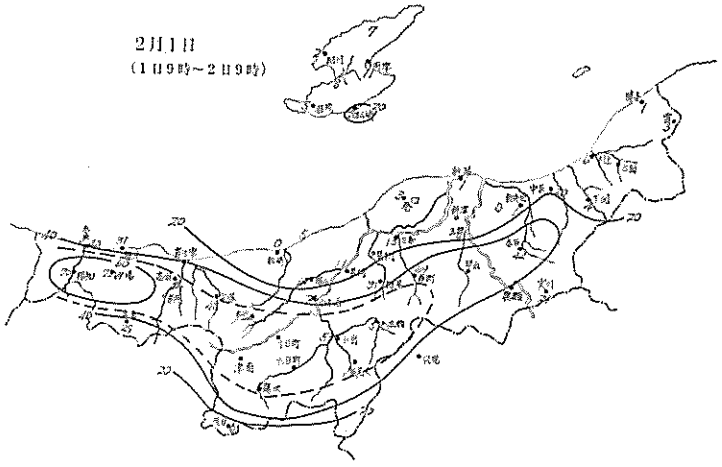

2月2日
(2日9時～3日9時)

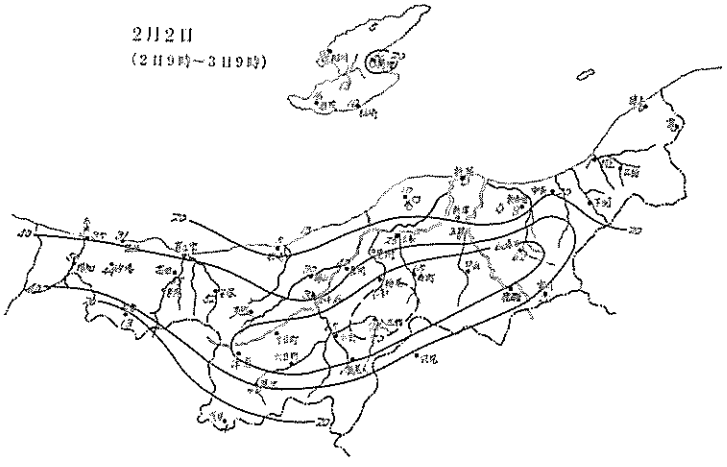

昭和38年豪雪との対比

2月20日現在　（単位cm）

観測地点		昭和43年		昭和38年（38豪雪）		昭和37～41年（5カ年単純平均）平均最高積雪深
郡市別	地名	月日	最高積雪深	月日	最高積雪深	
村上	村上	2. 16	63	2. 1	145	78
岩船	片貝	2. 15	*270*	2. 1	310	178
新発田	新発田	2. 16	*73*	1. 25	130	53
新津	新津	2. 16	*64*	2. 2	166	61
中蒲原	村松	2. 17	*103*	1. 28	257	99
東蒲原	津川	2. 7	*365*	2. 1	340	137
新潟	新潟	2. 16	*40*	1. 25	54	29
西蒲原	巻	2. 17	32	1. 26	125	52
三条	三条	2. 15	75	1. 28	405	130
加茂	加茂	2. 18	58	1. 27	305	103
見附	見附	2. 7	*273*	1. 31	340	126
長岡	長岡	2. 14	*250*	1. 31	312	134
栃尾	栃尾	2. 4	*255*	1. 30	320	152
小千谷	小千谷	2. 14	*515*	1. 30	336	199
北魚沼	小出	2. 12	＊340	1. 30	295	234
南魚沼	六日町	2. 3	＊290	1. 27	170	189
十日町	十日町	2. 12	＊390	1. 30	215	207
柏崎	柏崎	2. 17	90	1. 31	276	116
刈羽	高柳	2. 12	＊385	1. 27	370	219
東頸城	安塚	2. 13	＊349	1. 31	195	185
	松代	2. 13	＊400	2. 19	260	268
高田	高田	2. 16	＊215	1. 20	152	120
中頸城	関山	2. 2	＊280	2. 20	232	210
糸魚川	糸魚川	2. 17	188	1. 27	290	220
佐渡	相川	2. 4	*26*	1. 25	49	24
両津	両津	2. 5	49	1. 25	87	51

（資料：新潟県土木部）

Ⅱ 被害の概要

今冬の雪による被害は12月上旬から中旬にかけて，初雪直後の福島県境方面の大雪により列車の運行に多少の混乱をみたほか，電線切断等の電力電話関係被害を生じ（12月11日をピークとし停電需要家口数 128,000口，電話線切断等約400件），また12月下旬にも多少の混乱があつた。

２月に入つてからは，１日からの大雪に伴い積雪の重みや，なだれ等による人的被害ならびに建物倒壊等の被害が発生した。また，市街地においては排雪による側溝，用水等の閉塞に伴い一時的な家屋の浸水等もあつた。

商工業関係においても，営業停滞による売上減少や輸送停滞によるクレーム，契約解消等による損害額がかなり見込まれ，特に十日町市，栃尾市など機業地における損害は多額にのぼる。

農林水産業関係については，ぶどう園の棚上の多量の積雪等による被害や，くり，おうとう，その他の樹体被害(524*ha*)のほか，桑樹の被害は1,178*ha*におよびまゆの減収は 112,500千円と見込まる。また，ビニールハウスの倒壊，錦鯉等の親魚稚魚の凍死，圧死などの被害や，林地ならびに林道，治山施設等の被害もかなりある。

そのほか，道路除雪費や，出稼ぎ者が自宅の除雪に帰郷したための収入減，各家庭の除雪人夫賃など，除雪関係の経費も多額にのぼつている。

被害総額７６億円（推計を含む）

区　　分	被害額（千円）	摘　　要
1．人的被害	—	死　者　9（3） 重傷者　2 軽傷者　3 計　14（3） （ ）は内書で，鉄道除雪作業中の死者
2．建物関係被害	87,620	（住家）（非住家）（公共建物） 全　壊　15　22　(1) 半　壊　1　1　－ 一部破損　10　22　(9) 床上浸水　39　－　－ 床下浸水　225　8　－ 計　290　53　(10) 公共建物は非住家の再掲で28,450千円（学校被害）
3．商工業関係被害	2,868,782	輸送停滞，生産体制に支障をきたし，生産減ならびに販売減少がみられ，またクレーム，契約解除等による被害見込額
4．農林水産関係被害	1,127,033	果樹等の棚上除雪，桑樹被害による繭の減収，錦鯉の凍死，圧死被害，林地被害，林道治山施設被害等の見込額。
5．公共企業関係被害	676,808	国有鉄道，電々公社，東北電力関係被害額（鉄道除雪費を含む）
6．道路等除雪経費	951,198 （内市町村分　376,511）	国県道関係　494,000千円 市町村道関係　196,662千円 公共施設関係　222,859千円 その他　37,677千円 （今後所要見込額を含む）
7．一般除雪経費等	1,865,600	積雪地域における住家等の除雪経費，出稼ぎ労務者の帰郷に伴う収入減
合　　計	7,577,041	

Ⅲ 対策の概要

警戒態勢

今冬の雪害対策は，昨年11月に防災関係機関の雪害対策打合せ会を開いて雪害対策上の相互調整を図り，新潟県地域防災計画第５章第１節に基づき関係機関の実施する具体事項をまとめた「昭和42年新潟県雪害予防計画実施要領」を作成したのをはじめとして，長期的気象の傾向から判断して今冬は昭和38年豪雪に近い大雪のおそれもあるとの新潟地方気象台の見解に基づき，12月には市町村雪害対策上の留意事項について指示するとともに，防災主管課長を招集して雪害対策打合会を開き，さらに徹底をはかつた。

県における雪害警戒態勢としては，昨年末から日曜日，祝日にも警戒要員として消防防災課及び道路補修課職員を出勤させ，毎日各地の降積雪量，道路除雪状況，鉄道の運行状況その他の情報収集につとめ，災害の発生に備えた。

１月31日から県下には再び雪が降りはじめ，同夜新潟地方気象台から大雪に関する情報が発表されたが，２月１日朝気象庁電送の高層気象図により，満州から沿海州を通つて日本海に入つた寒気は本年初の大規模なものと判断されたので，直ちに各部局主管課の連絡会議を開催するとともに，市町村に対し雪害予防対策に関する緊急通達を行つた。

対策本部の設置

２月２日には，各地に表層なだれが散発し，国鉄は除雪作業困難のため信越本線に大巾な運転規制を実施したほか，飯山線が不通となり，さらに大雪の継続する場合は交通のまひ，なだれの頻発等の大きな雪害が懸念されたので，県は16時に災害対策基本法に基づき，防災の推進を図るため，災害対策本部（昭和43年新潟県雪害対策本部）の設置を決定し情報収集体制を強化するとともに関係機関の連けいをも強化した。

対策本部設置後の県の対策の主眼は主要国県道路の交通確保と市町村等の要請に対

する救援体制の確立とにあつたが，道路除雪については，借上車両を大巾に増し，屋根の雪おろし等に伴う多少の混乱も一時的にはあつたが，北陸地建との連けいを密にして主要路線を確保し，逐次計画路線末端の不通区間の除雪に移行している。なお県の災害対策本部設置と相前後して，市町村においても続々と対策本部が設置され情報収集，家屋除雪等の調整が行なわれ，一部市町村においては，排雪，水路の啓開等のために消防団が出動（新井市においては雪で閉塞した水路掘さく中の消防団員が殉職）したが，雪上車等の使用により，孤立部落における急患発生又は物資欠乏等による県への救援要請はきわめて少なかつた。

県の各部局における措置

県は災害対策本部設置後，土木部が直ちに除雪体制の強化等について土木事務所へ指示し道路除雪に主力を注いだのをはじめとして，各部局がそれぞれ情報の収集，関係機関への指示その他所要の対策を講じ，災害の防止につとめた。

民生対策としては，対策本部設置と前後して社会福祉事務所等を通じ，低所得者の援護対策を緊急指示するとともに，社会福祉施設等に対しても入所，通所者の援護対策等を連絡指導しており，保育所等の雪害に伴う休園は上越，魚沼地方を中心として常設保育所７カ所，へき地保育所43カ所，精神薄弱児通園施設１カ所，合計51カ所に及んだ。また，被要保護世帯の除雪費については執行枠の追加示達を国に要請するなど援護の万全を期した。

衛生対策としては，２月５日新井市内の流雪に伴う河川溢水による浸水地区に対して，直ちに住民の健康調査を行なう一方，冠水井戸の汲み替え，消毒等を実施したのをはじめとして，水道関係では豪雪時の維持管理要領を定め関係者に施設保全の徹底を期するよう指導しているが，ごみ，し尿の処理についても，処理施設の機能整備及び器具器材の点検強化により計画収集の励行をはかるとともに，収集運搬の不可能地域に対する応急措置方法等を指示している。

除雪労務の確保については，鉄道除雪組合が県下に国鉄関係193組合（24,225人）私鉄関係20組合（1,533人）結成されているが，１月30日以降の就労状況は国鉄が１日約7,800人，私鉄が１日約140人となつており，六日町安定所で民間求人に対処する

ため結成した一人親方による除雪組合からも２月４日から８日まで国鉄の要請により延143人が就労した。民間関係では，長岡，高田，十日町各安定所に対して事業所から延 1,526人，一般家庭から延108人，合計 1,634人の求人申込みがあつたが概ね充足しており，現在求人は一応落着いてきているが，今後大量求人のあつた場合は日雇労働者のほか一般求職者，失業保険受給者等のあつ旋により充足できる見込みである。

農林部は，対策本部設置後直ちに出先機関に対して降雪中の技術指導（果樹，桑樹内水面漁業を主体として）について指示するとともに，２月７，８日には上，中，下越各管内出先機関を招集して対策協議を行ない，とくに融雪遅延に伴う被害及び融雪災害に対処する方策について指導している。

教育委員会では，市町村教委，小，中，高校長に対しすでに12月７日に冬休みおよび冬季間における指導について通達したが，１月17日にはさらに降雪期における学校事故の防止について通達し，校舎の保全，避難訓練の実施，早期除雪の実施，通学道路の再点検，通学の安全確保等について注意を喚起するとともに，その後は電話による一層の徹底を期した。また，十日町市名ケ山小学校のなだれ事故（登校中の児童生徒22人が遭難したが全員無事救出）に対処して，今後の危険防止のため教員を配置して冬季分校を開設したが，大雪中の２月１～３日には多くの小，中学校が臨時休校した。（１日46校，２日49校，３日37校）

関係機関における対策

この間，国鉄その他関係機関においてもそれぞれの所掌業務に応じて交通，通信等の確保につとめた。国鉄新潟支社においては，１日３時30分に対策本部を設置して列車の運行確保につとめたが，２日には信越本線直江津・柏原間に第４次運転規制が実施され，一時は最悪の事態も予想されたが，除雪作業の進行に伴い逐次規制も緩和され，５日２時には対策本部を解散した。一方，県内において全線不通となつた飯山線の復旧については，長野鉄道管理局が，２日９時に対策本部を設置し，新潟支社側からの除雪応援も得て５日夕刻にはそれを開通させ８日９時に対策本部を解散した。

電力，電話関係は，12月中の被害に比べ２月初旬の大雪による被害は軽微であつた

ため，特別の組織は編成しなかつたが，局部的断線事故等については現地で復旧活動が行なわれた。

なお，陸上自衛隊高田駐とん部隊は，その周辺に演習出動して道路除雪等に協力し，航空自衛隊は，県の災害派遣要請により，吉川町石谷部落の重症患者をヘリコプターにより15日無事高田市の病院に収容した。

経過概要

（県の事前対策）

42．11．27　雪害対策打合会を開催

内　容　気象台による今冬の気象状況説明
各機関の実施計画説明と相互調整
新潟県雪害予防計画実施要領の作成協議

参集機関　国鉄新潟支社，新潟交通株式会社，越後交通株式会社，頸城鉄道株式会社，
蒲原鉄道株式会社，東北電力株式会社新潟支店，電々公社新潟電気通信部，
日本赤十字社新潟県支部，日本専売公社新潟支局，北陸地方建設局，県警察本部，
県教育庁，県関係部課

42．12．1　昭和42年度雪害予防計画実施要領の配布ならびに市町村雪害予防体制指示

市町村指示内容

市街地除雪対策
なだれ事故防止対策
鉄道踏切箇所の事故防止
電力，通信線の切断防止対策
豪雪地帯の急患対策
食糧等一般必需品対策
雪害時消防対策

なお8.28水害被災地市町村に対しては冬期間の復旧工事の事故防止対策ならびに被災家屋の早期雪下ろしについてとくに注意を喚起した。

42．12．11　市町村雪害対策打合会

市町村防災主管課長を招集し，今冬の雪の見通し及び県の道路除雪計画について説明し，市町村雪害対策上の留意事項，冬期間消防力の確保等について徹底を図つた。

42．12．13　隔地越冬事業場に雪害等の事故防止を指導　(17市町村，33事業場)

内　容　積雪による建物等の倒壊防止，なだれ事故防止，火災予防等。

43．2．1　◦雪害予防対策について市町村へ指示

内　容　家屋の除雪，なだれ事故防止，公共建物の倒壊防止，孤立部落対策，急患対策，食糧等一般必需品対策，火災予防対策等

◦庁内各部局主管課連絡会議

内　容　気象状況の説明及び情報交換（11時）

（対策本部設置後）

43．2．2　◦昭和43年新潟県雪害対策本部を県庁内に設置

〔配備態勢第1号（16時）〕

◦各部局主管課を招集して情勢を説明し職員の動員態勢等について指示（17時）

43．2．3　本部の配備態勢を第2号配備に切り替え上越支庁に地方本部を設置（24時）

43．2．5　◦庁内各部局主管課長連絡会議（10時）

◦本部会議開催。雪況調査等について協議（11時）

43．2．6　本部員による雪況調査

（企画部長……小千谷，十日町方面
土木部長……小　出，広神方面）

43．2．8　本部員による雪況調査

（企画部長……上越地方）

43．2．11　本部長（知事）魚沼方面を雪況調査

43．2．14　山間地患者輸送のため航空自衛隊に災害派遣を要請

45．2．22　山間地食糧輸送のため航空自衛隊に災害派遣を要請

道路の除雪状況

月日	不能区間	不能延長	計画延長比	出動機械 県有	出動機械 地建	月日	不能区間	不能延長	計画延長比	出動機械 県有	出動機械 地建
	ヶ所	km	%	台	台		ヶ所	km	%	台	台
1. 1	2	9.0	0.3 (0.3)	165 (73)	42 (7)	1.27	31	109.9	4.0 (4.8)	209 (95)	71 (14)
2	3	7.1	0.3 (0.3)	90 (38)	68 (5)	28	28	97.1	3.6 (4.2)	218 (97)	81 (17)
3	4	9.8	0.4 (0.4)	110 (40)	39 (11)	29	23	76.9	2.8 (3.4)	173 (69)	78 (18)
4	5	15.4	0.6 (0.6)	64 (21)	14 (4)	30	28	97.8	3.5 (4.3)	155 (55)	62 (18)
5	4	8.7	0.3 (0.3)	101 (54)	15 (1)	31	22	81.7	3.0 (3.6)	160 (67)	90 (27)
6	2	6.5	0.2 (0.2)	160 (73)	13 (2)	2. 1	48	204.2	7.5 (9.0)	191 (76)	94 (18)
7	2	2.5	0.1 (0.1)	103 (47)	7 (1)	2	55	232.7	8.5 (10.2)	274 (124)	109 (21)
8	–	–	–	23 (11)	2	3	76	404.3	14.8 (17.8)	290 (151)	148 (53)
9	3	7.5	0.3 (0.3)	78 (32)	38 (4)	4	90	411.8	15.1 (18.2)	347 (191)	159 (72)
10	1	4.1	0.1 (0.1)	172 (90)	56 (9)	5	95	413.0	15.1 (18.2)	369 (225)	169 (87)
11	–	–	–	121 (49)	47 (8)	6	96	380.6	13.9 (16.8)	416 (277)	130 (61)
12	–	–	–	99 (45)	41 (9)	7	90	369.4	13.5 (16.3)	506 (346)	197 (109)
13	–	–	–	111 (43)	39 (2)	8	91	369.6	13.5 (16.3)	442 (296)	201 (117)
14	–	–	–	59 (18)	23 (5)	9	88	373.4	13.7 (16.5)	502 (350)	190 (118)
15	5	16.0	0.6 (0.7)	66 (23)	46 (5)	10	91	379.1	13.9 (16.7)	507 (354)	171 (104)
16	10	28.1	1.0 (1.2)	206 (104)	77 (11)	11	86	351.3	12.8 (15.5)	479 (332)	137 (65)
17	11	31.2	1.1 (1.3)	216 (92)	75 (14)	12	85	351.6	12.8 (15.5)	464 (311)	121 (37)
18	13	37.3	1.4 (1.6)	214 (97)	75 (12)	13	87	358.6	13.1 (15.8)	487 (340)	120 (49)
19	13	36.4	1.3 (1.6)	191 (84)	44 (9)	14	85	347.6	12.7 (15.3)	434 (283)	163 (84)
20	13	30.3	1.1 (1.3)	144 (59)	49 (9)	15	85	334.3	12.2 (14.8)	436 (281)	113 (52)
21	14	30.9	1.1 (1.3)	145 (60)	57 (6)	16	83	338.7	12.4 (15.0)	425 (273)	114 (35)
22	19	76.9	2.8 (3.4)	153 (59)	61 (4)	17	81	321.5	11.8 (14.0)	456 (296)	111 (47)
23	18	66.3	2.4 (2.9)	202 (82)	69 (9)	18	79	307.7	11.3 (13.6)	374 (225)	86 (31)
24	11	31.5	1.2 (1.3)	180 (73)	70 (16)	19	79	313.6	11.5 (13.8)	282 (182)	48 (5)
25	18	53.3	1.9 (2.3)	176 (84)	48 (10)	20	77	309.6	11.3 (15.5)	322 (195)	47 (6)
26	23	75.7	2.8 (3.3)	183 (83)	80 (11)						

注. 計画延長2,734.6km（うち県実施分2,260.5km），出動機械欄中（ ）書は借上台数で内書である。

鉄道の運行状況

年月日	時刻	運転規制			規制解除		備考
		路線	区分	区間	路線	区間	
43. 1.16	17.00	上越	2次	水上～長岡			
17	8.00				上越	水上～長岡	
31	23.00	信越	1次	直江津～柏原			
2. 1	3.00	信越	2次	直江津～柏原			3時30分 国鉄新潟支社 対策本部設置
	〃	〃	2次	直江津～長岡			
	4.00	〃	3次	直江津～柏原			
	9.00	飯山	3次				飯山線十日町～戸狩不通
	14.30	〃	3次				十日町～越後田沢開通
	19.00	〃	4次				
2	0.00	上越	2次	水上～長岡			9時 国鉄長野対策本部設置
	1日より	信越	2次	直江津～長岡			
	7.00	信越	4次	直江津～柏原			飯山線川口～戸狩不通
	1日より	飯山	3次				
3	1日より	上越	2次	水上～長岡			飯山線川口～桑名川不通
	〃	信越	2次	直江津～長岡			
	12.00	飯山	5次				
	14.00	信越	3次	直江津～柏原			
4	1日より	上越	2次	水上～長岡			飯山線川口～赤宮の原不通
	3日より	飯山	5次				
	1日より	信越	2次	直江津～長岡			
	4.00	〃	2次	直江津～柏原			
5	1日より	信越	2次	直江津～長岡			飯山線十日町～越後外丸不通
	3日より	飯山	5次				
	10.00	信越	1次	直江津～柏原			
	10.00	上越	1次	水上～長岡			
	24.00				上越	水上～長岡	24.00
					信越	直江津～長岡	国鉄新潟支社
					信越	直江津～柏原	対策本部解散
6	6.00	飯山	3次				全線開通（川口～長野）
7		飯山	3次				
8	9.00				飯山	全線解除	国鉄長野対策本部解散

雪害対策本部設置市町村一覧

市町村名	設置		市町村名	設置	
	月日	時刻		月日	時刻
新井市	42年12月20日		山古志村	2月3日	12.00
小国町	43年2月1日	9.00	黒姫村	2月4日	12.00
高田市	2月2日	9.00	見附市	〃	18.00
十日町市	〃	9.30	松之山町	2月5日	8.30
守門村	〃	14.00	牧村	〃	9.00
長岡市	〃	15.00	堀之内町	〃	10.00
中里村	〃	16.00	川西町	〃	10.00
栃尾市	2月3日	8.30	津南町	〃	10.00
入広瀬村	〃	9.00	高柳町	〃	11.00
広神村	〃	9.00	吉川町	〃	12.00
湯之谷村	〃	9.40	小千谷市	〃	13.00
下田村	〃	10.00	小出町	2月6日	9.00
津南町	〃	10.00	黒川村	〃	9.00
頸城村	〃	10.00	加茂市	2月7日	15.30
越路町	〃	11.00	栃崎町	2月8日	14.00
川口町	〃	11.00	合計	31市町村	

新潟県雪害予防計画実施要領

昭和42年度

1 要領作成の趣旨……1
2 今冬の気象状況……1
3 道路交通の確保……2
4 国有鉄道の運行……7
5 地方鉄道の運行……16
6 バスの運行……17
7 なだれによる事故の防止……18
8 電力，通信等の障害排除……20
9 豪雪地帯の主要食糧の事前配給等……24
10 豪雪地帯の衛生対策……29
11 豪雪地帯の授業確保等……31
12 豪雪地帯の雪上車の整備……32
13 豪雪地帯の建物除雪……32
14 豪雪地帯の消，融雪……33
15 8・28水害被災地における雪害対策……33

附
広域災害としての雪害時における
国鉄支援のための消防団出動要領……35

昭和42年度新潟県雪害予防計画実施要領

1　要領作成の趣旨

この実施要領は，新潟県地域防災計画第５章第１節に基づき，雪害により県民の生活が著しく阻害されることを防止するため，主として経済効果の著しい主要国県道路の交通確保及び鉄道輸送の確保を図るとともに，予期しない降雪に伴う被害を軽減するための関係機関の具体的実施事項を定め，市町村における地域防災計画の検討並びに有効な雪害予防計画の樹立にも資し，もつて雪害予防の万全を期するものとする。

2　今冬の気象状況

最新の資料により新潟地方気象台がまとめた今冬の気象状況は次の通りである。

(1)　全　般　概　況

12月後半から１月にかけては，冬型の気圧配置になりやすく，平野部でも大雪のおそれがある。２月は時々寒気が入り平均気温は平年並の見込である。

(2)　12　月　概　況

月のなかば頃までは冬型はあまり発達せず，気温もたかめであるが，下旬から次第に冬型が強まり雪の日が多く一時多目となるが，とくに年末から年始にかけ注意を要する。

(3)　1　月　概　況

発達した低気圧が北日本を通過したあと，ときに冬型の気圧配置が強まり山沿いのみならず，平野部でも大雪となるおそれがあり気温の変動が大きい見込である。

(4) 2 月 概 況

大陸の高気圧が北偏して張り出す傾向があつて雪の降る日が多い見込だが降積雪はおおむね平年並である。

3 道路交通の確保

(1) 除雪路線及び実施分担の区分

除雪を実施する路線は，積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法に基づく指定路線のうち特に交通の確保を必要と認める路線，及び指定外路線のうち原則として指定路線のバイパスとなる路線その他公共施設に通ずる路線とし，次の区分により除雪を分担実施する。

i 一 般 国 道

直轄指定区間については建設省（北陸地方建設局）が行ない，県管理区間については県が行なう。ただし豪雪の場合は，県管理区間についても建設省に委託を要請することがあるものとする。

ii 県　　道　　県が行う

iii 市町村道　　市町村が行う

(2) 除雪実施の体制

除雪路線を平常時確保路線と豪雪時確保路線とに分け，豪雪時においては緊急体制をもつて豪雪時確保路線の除雪に当たるものとする。

豪雪時とは，短時日の間に連続異状降雪があり，平時降雪状態から異状な降積雪状態に移行した場合をいう。

i 平常時における除雪

除雪路線は，当該路線の自動車の日交通量その他交通確保の必要性に応じてこれを第１種，第２種，第３種に区分し，別掲除雪計画路線図のとおり除雪を実施する。

各種別ごとの除雪目標は次のとおりとする。

第１種……２車線（6.00m）以上の巾員確保を原則とし，異状な降雪時

以外は常時交通を完全に確保する。

第2種……2車線（5.50～6.00m）の巾員の確保を原則とするが，状況によつては1車線（4.00m）巾員で待避所を設けることとなつてもやむを得ないものとする。

第3種……1車線（3.50～4.00m）巾員で必要な待避所を設けることを原則とするが，状況によつては一時交通止めとなつてもやむを得ないものとする。

昭和42年度道路除雪計画

実施分担（土木事務所名）		除雪路線延長（km）				除雪機械台数							
						県有							
						内訳							
		第1種	第2種	第3種	計	ドーザー除雪	グレーダー除雪	積込機	トラック除雪	ロータリー車	小計	市町村有	計
県	村上	15.8	47.6	69.8	133.2	1	2	3	4	2	12	9	21
	新発田	26.7	70.0	122.5	219.2	1	2	3	5	2	13	9	22
	新津	33.5	30.1	39.2	102.8	−	2	1	4	1	8	6	14
	津川	−	30.4	44.8	75.2	1	2	4	2	1(1)	10(1)	2	12(1)
	新潟	70.0	105.2	151.0	326.2	−	5	3	6	1	15	14	29
	三条	51.0	12.1	71.1	134.2	1	3	2	4	2	12	8	20
	長岡	10.6	54.5	46.7	111.8	2	3	2	2	2	11	9	20
	与板	−	60.9	42.2	103.1	1	2	1	3	1	8	5	13
	小千谷	28.5	28.1	78.6	135.2	2	3	7	3	2(6)	17(6)	15	32(6)
	十日町	20.0	9.5	64.2	93.7	2	2	4	2	5(1)	15(1)	7	22(1)
	六日町	3.3	46.3	43.6	93.2	2	2	4	2	3(2)	13(2)	8	21(2)
	柏崎	39.0	58.5	73.5	171.0	1	2	4	4	1(2)	12(2)	8	20(2)
	安塚	−	27.0	44.8	71.8	4	2	3	1	2(2)	12(2)	13	25(2)
	高田	28.0	34.8	176.9	239.7	3	4	6	5	5(2)	スノーメルター1台含む 24(2)	16	40(2)
	糸魚川	6.5	15.2	48.3	70.0	1	2	2	1	3	9	2	11
	相川	26.5	79.3	74.4	180.2	2	2	1	3	−	8	5	13
	計	359.4	709.5	1,191.6	2,260.5	24	40	50	51	33(16)	199(16)	136	335(16)
北陸地建		458.7	15.4	−	474.1	4	27	16	35	32	国有 114	民間借上 107	221
合計		818.1	724.9	1,191.6	2,734.6	28	67	66	86	65(16)	313(16)	243	556(16)

注　1　県有機械の括弧書きは，アタッチメントを外書したものである。
　　2　北陸地建の民間借上分は，ブルトーザー3，積込機15，ダンプトラック89である。

ii　平常時から緊急時への移行

（ｉ）　指定雪量観測点及び警戒積雪深

豪雪緊急体制時に交通を確保すべき路線における積雪を代表する次の地点を雪量観測点として指定し，当該観測点における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均（最近５ヶ年以上の間における平均をいう。）をもつて観測点の警戒積雪深とする。

新発田市	最大積雪深累年平均値	60.0cm（警戒積雪深）
新潟市	〃	40.0
長岡市	〃	140.0
十日町市	〃	220.0
高田市	〃	150.0

（ii）　警戒体制又は緊急体制へ移行する時点

指定雪量観測点のうちその総数の$\frac{1}{2}$以上がほぼ警戒積雪深に達することを目安として除雪状況その他を勘案し，県及び北陸地方建設局が協議のうえ警戒体制への移行を決定したとき，関係者は当該体制に入るものとする。

指定雪量観測点のうちその大部分が警戒積雪深を大巾に突破し，主要路線における除雪状況，降雪強度その他を勘案して緊急事態に陥るおそれがあると判断されるときは，県及び北陸地方建設局が協議のうえ緊急体制への移行を決定し，当該体制に入るものとする。

（iii）　警戒体制又は緊急体制時の措置

警戒体制時においては，その後に予想される緊急体制への移行準備として情報連絡を強化し，除雪機械及びオペレーターの借上げ，応援等の事前手配をするとともに，除雪体制の強化に努めるものとする。

緊急体制時においては，豪雪時確保路線の交通確保のため，情報連絡をさらに強化するとともに，除雪機械及びオペレーターその他必要機械の確保を図るものとする。

iii　緊急時におけに除雪

異状降雪により平常時確保路線が，一度途絶した状態から，再度これを平常時の状態に復するとともに，県内交通の大動脈を早急に活動させるた

め，豪雪時において緊急に交通を確保すべき路線を第1次，第2次，第3次の3種に分け，除雪を実施する。

各種別ごとの除雪目標は次のとおりとする。

第1次路線……異状降雪後約5日間に2車線を確保する。

第2次路線……異状降雪後約10日間に1車線又は2車線を確保する。

第3次路線……異状降雪後約15日間に1車線又は2車線を確保する。

実施機関	豪雪時確保路線延長(km)						摘要
	1次	2次		3次		計	
		1車線	2車線	1車線	2車線		
北陸地方建設局	474.1	−	−	−	−	474.1	
県	79.3	−	199.4	−	108.1	386.8	
計	553.4	−	199.4	−	108.1	860.9	

(3) 市街地の除雪

道路除雪計画の実施にあたつては屋根の雪おろし等との関係から市街地部分（人家連担地区）の除雪が隘路となるので，市町村に市町村，国県の出先機関，警察署，商工団体，建設業者，交通運輸業者，町内会等の各代表者をもつて構成する除雪対策協議会を設置し，除雪作業の調整，受益者並びに住民の協力確保等を図り，道路除雪の円滑化を期するものとする。

なお，雪捨場の選定にあたつては特に補償の問題をも考慮のうえ，事前に関係機関が十分協議して慎重に選定するとともに，沿道住民に対しては，その位置を周知して，みだりに中小河川へ雪を捨て溢水等の災害を引き起こさぬよう配意するものとする。

(4) 適期の雪割りの実施

春肥その他の輸送を確保するため降雪期明けに行なう主要路線の雪割りは，関係市町村が協力して適期にこれを行ない，かつ，その期日の斉一を図るものとする。

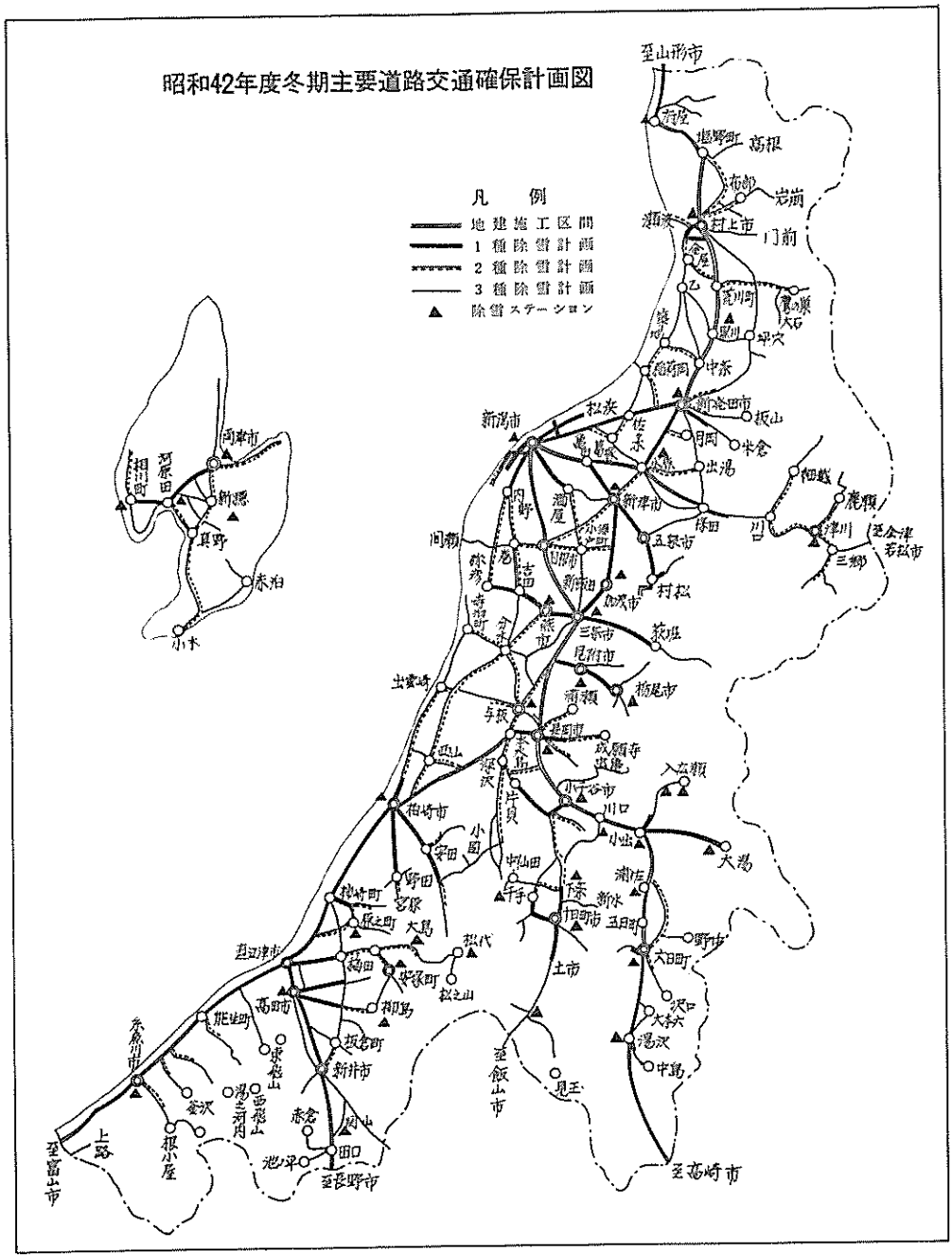
昭和42年度冬期主要道路交通確保計画図
凡　例
地建施工区間
1種除雪計画
2種除雪計画
3種除雪計画
除雪ステーション
至山形市
高根
岩崩
村上市
門前
中条
中条
出湯
新潟市
新発田市
新津市
五泉市
村松
三条市
長岡市
柏崎市
小千谷市
十日町市
大湯
大日町
野中
沢口
湯沢
中島
松代
土市
高田市
新井市
坂名町
安塚町
大島
柿崎町
野田
宮原
小国
中山田
下条
新水
清住
入広瀬
川口
小出
吉田
分水
寺泊町
出雲崎
与板
栃尾市
見附市
荻堀
間瀬
関川村
鹿瀬
津川
三郷
至会津若松市
至飯山市
至高崎市
至富山市
上路
報小屋
池ノ平
至長野市
糸魚川市
能生町
東飛山
湯之谷村
西飛山
妙山
田口
赤倉
妙之山
是三
両津市
相川町
河原田町
新穂
真野
赤泊
小木

4　国有鉄道の運行

(1)　除雪車両及び防雪設備の整備

日本国有鉄道（新潟支社，金沢鉄道管理局，長野鉄道管理局）は，除雪車両及び除雪機械を増設，整備し鉄道除雪の機械化による効率的な実施を図るとともに，流雪こう，電気融雪器等の増新設により，構内除雪を促進し，列車の運行を確保するものとする。

(2)　除　雪　体　制

ｉ　線路の除雪

除雪は雪かき車に主力をおき，降積雪の状況に応じ雪かき車の使用順序，時期等に留意して能率的な作業を行なうものとし，また線区の重要度に応じて重点的に除雪を行ない，極力列車運転の混乱を防止するものとする。

また，機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の効果をあげるため人力除雪を計画的に行なうものとし，このため国鉄は所属職員の動員計画を定めるとともに，除雪組合を結成し要員の確保を図るものとする。

除雪車両及び除雪機械配置計画

配線	駅	除雪車両 単線ラッセル	除雪車両 複線ラッセル	除雪車両 マックレー	除雪車両 ロータリー	除雪車両 DD一五ラッセル	除雪車両 DD二一ラッセル	除雪車両 DD一四ロータリー	除雪車両 DD五三ロータリー	除雪車両 計	除雪機械 モータカーラッセル	除雪機械 モータカーロータリー	除雪機械 貨車移動機ロータリー	除雪機械 雪理側処機 中型	除雪機械 雪理側処機 大型	除雪機械 ラッセル自動車	除雪機械 ロータリー自動車	除雪機械 トラクターシヨベル	除雪機械 スノーメルター	除雪機械 たい雪処理機(鉄舟)	除雪機械 ハンドロータリー	除雪機械 動力付雪馬	除雪機械 ベルトコンベヤー	除雪機械 バンモ	除雪機械 計	備考
上越線	水上	−	2	−	−	2	−	−	−	4	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	支内
	土合	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	湯管
	越後中里	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	2	新社
	越後湯沢	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	3	
	石打	−	1	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	3	
	塩沢	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	
	六日町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	2	
	五日町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	
	浦佐	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	
	小出	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	2	
	越後堀之内	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	
	北堀之内	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	
	越後川口	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	
	小千谷	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	
	越後滝谷	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	2	
只見線	小出	1	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	
	大白川	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	
磐西越線	津川	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	
米坂線	(小国)	1	−	−	−	1	−	1	−	3	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	
羽越本線	水原	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	
	新発田	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3	
	中条	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	
	坂町	3	2	1	1	1	−	−	−	8	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	
	府屋	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	
	(鶴岡)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	
白新線	新潟(操)	2	1	−	−	1	1	−	−	5	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	

配線駅＼種別	除雪車両										除雪機械															備考
	単線ラッセル	複線ラッセル	マックレー	ロータリー	DD一五ラッセル	DD二一ラッセル	DD二四ロータリー	DD五三ロータリー	計	モータカーラッセル	モータカーロータリー	貨車移動機ロータリー	雪処理機側 大型	雪処理機側 中型	ラッセル自動車	ロータリー自動車	トラクターショベル	スノーメルター	たい雪処理機（鉄舟）	ハンドロータリー	動力付雪馬	ベルトコンベヤー	バンモ	計		
信越本線																										
田口	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	2		
新井	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	2		
脇野田	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1		
高田	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	2		
春日山	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1		
直江津	3	3	1	1	3	−	−	1	12	1	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	3		
柏崎	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	−	1	1	−	−	1	−	−	−	−	5		
北条	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
越後広田	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
塚山	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	2		
来迎寺	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	4		
宮内	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
長岡（操）	2	5	2	2	5	−	1	1	18	−	2	1	−	−	1	−	−	1	−	−	−	−	−	5		
南長岡	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
北長岡	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	1	−	−	−	−	−	−	−	3		
押切	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	2		
見附	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
帯織	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
三条	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
東三条	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	1	1	1	−	1	−	−	−	−	6		
加茂	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
新津	3	3	−	−	1	−	1	−	8	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2		
新潟	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	2		
吉田	1	−	−	−	−	−	−	−	1	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2		
燕	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1		
北陸本線 青海	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	鉄道管理局 金沢管内	
北陸本線 糸魚川	−	2	−	−	−	−	−	−	2	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	14	3	−	18			
大糸線 糸魚川	1	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−		
飯山線 十日町	2	−	−	−	−	−	−	−	2	1	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3	鉄道管理局 長野管内		
飯山線 （飯山）	1	−	−	−	−	−	−	−	1	1	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	4			
計	20	19	4	4	14	1	3	2	67	17	29	18	3	2	1	6	3	2	1	23	14	3	1	123		

除雪組合の結成人員

新潟支社管内……23,095人

金沢鉄道管理局管内…… 3,420人

長野鉄道管理局管内…… 1,155人

ii 踏切箇所の除雪

踏切付近の雪は，線路側及び道路側からの排雪のため相当の高さになり見通しを阻害することが多いので，除雪にあたつては関係機関と十分協議のうえ実施するものとする。

なお冬期間除雪のために踏切敷板を一時撤去することに伴う事故防止については，道路管理者及び警察と撤去踏切道の選定，撤去の期間，撤去の方法，道路標識の設置その他の措置を協議して万全を期するものとする。

(3) **列車の運転規則**

現在各主要線区とも列車ダイヤが限度まで組まれ排雪列車の運転がほとんど不可能な状態にあるので，あらかじめ計画的に運休列車を定めて早期に除雪作業を行なうことにより列車の全面運休を回避するため，降積雪の状況に応じて5段階に区分した雪害時運転規制標準を定め，列車の運転規制を実施するものとする。

雪害時運転規制標準

（新潟支社管内）

区分	気象条件			排雪，雪捨列車計画	規制手配の概要	運休率		けん引定数の割減	臨時補機計画	確保線路		記事
	側雪100cm未満	側雪100cm以上	側雪150cm以上			旅	貨			本線	側線	
第1次	降雪量（1日）20～40cm（ユキ1～3）			1 必要により排雪列車を通達運転する。 2 線区により小型除雪車による排雪を行なう。	貨物列車を20%程度運休し，排雪用機関車の捻出と，ダイヤの混乱を防止する。		20%	貨物列車1割程度都度指示		全部	全部	
第2次	降雪量（1日）40～60cm（ユキ2～3）	降雪量（1日）20～40cm（ユキ1～3）		1 必要によりラッセル排雪列車を約7.5時間ごとに通達運転する。 2 必要により特殊排雪列車を通達運転する	旅客列車を15%，貨物列車35%運休する。	15%	35%	貨物列車2割程度都度指示		全部（中間一部段切開始）	80%	
第3次	降雪量（1日）60～80cm（ユキ4）	降雪量（1日）40～60cm（ユキ4又は吹雪の場合）	降雪量（1日）20～40cm（ユキ1～4又は吹雪の場合）	1 手配実施と同時に自動的にラッセル排雪を5時間ごとに運転する。 2 特殊排雪列車を通達運転する。 3 必要により雪捨列車を通達運転する。	旅客列車は準急以上30%，ローカル30%を運休する。貨物列車は50%運休する。	30%	50%	貨物列車3割	客車9両以上の旅客列車	全部（段切開始）	70%	雪害対策本部開設

区分	気象条件 側雪100cm未満	気象条件 側雪100cm以上	気象条件 側雪150cm以上	排雪，雪捨列車計画	規制手配の概要	運休率 旅	運休率 貨	けん引定数の割減	臨時補機計画	確保線路 本線	確保線路 側線	記事
第4次	降雪量（1日）80cm以上（ユキ5～6又は吹雪の場合）	降雪量（1日）60～80cm（ユキ5～6又は吹雪の場合）	降雪量（1日）40～60cm（ユキ5～6又は吹雪の場合）	1 手配実施と同時に自動的にラッセル排雪列車を約3時間ごとに運転する。 2 特殊排雪列車を通達運転する。 3 必要により雪捨列車を通達運転する。	優等旅客列車及び長距離列車を大幅に運休，ローカル輸送に移行する。 貨物列車は大幅に削減する。	60%	70%	貨物列車3割	客車7両以上の旅客列車及び必要に応じ貨物列車	主本線全部副本線は50%（段切）	40%	同上 必要により自衛隊の出動要請
第5次		降雪量（1日）80cm以上（ユキ7以上又は吹雪の場合）	降雪量（1日）60cm以上（ユキ7以上又は吹雪の場合）	1 手配実施と同時に自動的にラッセル排雪列車を約3時間ごとに運転する。 2 特殊排雪列車を通達運転する。 3 必要により雪捨列車を通達運転する。	旅客列車は区間運転の通勤，通学輸送を主体とし，その他は全運休とする。 貨物列車は生活必需物資の緊急輸送のみとする。	85%	90%	貨物列車3割	旅客，貨物列車全部	主本線全部最少限副本線確保（段切）	輸送力確保に必要な仕訳線機回線貨物線の一部	同上

対雪手配標準

北陸本線　　（金沢鉄道管理局管内）

段階	降雪の状況	線路の状況 本線路	線路の状況 駅側線	排雪，雪捨列車運転計画	運転休止 運転休止	運転休止 臨時補機使用	運転休止 けん引定数割減
第1次	気象通報その他により，初雪が予想されるとき。 初期に10cmをこえる降雪のあつたとき。	確保	仕訳，貨物線の90%以上確保		貨物列車を10～20%休止して，ダイヤの混乱を防止する。		貨物列車1～2割減

段階	降雪の状況	線路の状況		排雪，雪捨列車運転計画	運転休止		
		本線路	駅側線		運転休止	臨時補機使用	けん引定数割減
第2次	降雪量が毎時3cmをこえ，6時間以上降り続いているとき。 1昼夜の降雪が30cmをこえるとき。 吹雪のとき。 信号の見透距離が⅔に減じたとき。	確保	仕訳，貨物線の80%以上確保	ラッセル2往復程度運転。	貨物列車を20～40%休止して，ダイヤの混乱を防止するとともに，排雪雪捨列車の機関車及び同乗務員をねん出する。	必要により 1.10両以上の客車列車 2.逆行となる列車	貨物列車2～3割減
第3次	降雪量が毎時5cmをこえ，4時間以上降り続いているとき。 1昼夜の降雪が50cmをこえるとき。 吹雪のとき。 信号の見透し距離が½に減じたとき。	確保	仕訳，貨物線の50%以上確保	1.ラッセル3～5往復程度運転。 2.雪捨列車を運転。	旅客列車の一部及び貨物列車を50%程度休止して，ダイヤの混乱を最少限に止めるとともに，排雪，雪捨列車の機関車及び同乗務員をねん出する。	同上	1.必要により，補機を使用しない客車列車は，現車9両以内に減車。 2.貨物列車3～5割減
第4次	降雪量が毎時7cmをこえ，3時間以上降り続いているとき。 1昼夜の降雪が60cmをこえるとき。 吹雪のとき。 信号の見透し距離が⅓に減じたとき。	確保	仕訳，貨物線の30%以上確保	1.特別ラッセルダイヤによるラッセルをひん繁に運転。 2.ロータリーを運転。 3.雪捨列車を運転。	優等旅客列車を全部休止して，ローカル輸送主体に切り替えるとともに貨物列車を70%程度休止する。	1.客車列車全部 2.必要により貨物列車	貨物列車3～5割減
第5次	降雪量が毎時10cmをこえたとき。 1昼夜の降雪が80cmをこえるとき。 吹雪のとき。 信号の見透し距離が⅓以下になつたとき。	主本線を確保。 ただし，組成駅の副本線50%及び輸送上必要最少限の側線を確保。		同上	通勤，通学輸送及び生鮮食糧品，生活必需物資並びに緊急物資の輸送を確保する。	全列車	同上

備考　段階適用方　1．積雪又は側雪が 70cm 以上 100cm 未満のときは1段階上位，100cm以上 150cm未満のときは，2段階上位，150cm以上のときは3段階上位の基準をそれぞれ適用する。

2．吹雪時の段階適用は状況により決定する。

3．除雪要員の出動は，除雪要員出動標準による。

4．なだれ運転規制発令のときは，固定及び巡回警備を行なう。

支　線　　（金沢鉄道管理局管内）

段階	降雪の状況	線路の状況		排雪，雪害列車運転計画	運転規制		
		本線路	駅側線		運転休止	臨時補機使用	けん引定数割減
第1次	初期に10cmをこえる降雪のあつたとき。	確保	仕訳，貨物線の90%以上確保				貨物列車1～2割減
第2次	降雪量が毎時3cmをこえ，6時間以上降り続いているとき。 1昼夜の降雪が30cmをこえるとき。	確保	仕訳，貨物線の70%以上確保	ラッセル2往復程度運転。	貨物列車を20%程度休止してダイヤの混乱を防止するとともに，排雪，雪捨列車の機関車及び同乗務員をねん出する。	逆行となる列車。	貨物列車2～3割減
第3次	降雪量が毎時5cmをこえ，4時間以上降り続いているとき。 1昼夜の降雪が50cmをこえるとき。 吹雪のとき。 信号の見透し距離が½に減じたとき。	確保	仕訳，貨物線の30%以上確保	1.ラッセル3～5往復程度運転。 2.雪捨列車を運転。	旅客列車の一部及び貨物列車を50%程度休止して，ダイヤの混乱を最少限に止めるとともに排雪，雪捨列車の機関車及び同乗務員をねん出する。	同上	1.必要により，補機を使用しない客車列車は，車7両以内に減車。 2.貨物列車3～5割減
第4次	降雪量が毎時7cmをこえ，3時間以上降り続いているとき。 1昼夜の降雪が60cmをこえるとき。 吹雪のとき。 信号の見透し距離が⅓に減じたとき。	確保	仕訳，貨物線の20%以上確保	1.高山本線については，特別排雪列車を，その他は普通車排雪列車をひん繁に運転。 2.ロータリーを運転 3.雪捨列車を運転。	優等旅客列車を全部休止して，ローカル輸送主体に切り替えるとともに貨物列車を70%程度休止する。	1.必要により客車及び貨物列車。 2.逆行となる列車。	貨物列車3～5割減
第5次	降雪量が毎時10cmをこえたとき。 1昼夜の降雪が80cmをこえるとき。 吹雪のとき。 信号の見透し距離が⅓以下になつたとき。	主本線を確保ただし，組成駅の副本線50%及び輸送上必要最少限の側線を確保。		同上	通勤，通学輸送及び生鮮食糧品，生活必需物資並びに緊急物資の輸送を確保する。	全列車	同上

備考　段階適用方　1．積雪又は側雪が70cm以上150cm未満のときは，1段階上位，150cm以上のときは，2段階上位の基準をそれぞれ適用する。
2．吹雪時の段階適用は状況により決定する。
3．除雪要員の出動は，除雪要員出動標準による。
4．なだれ運転規制発令のときは固定及び巡回警備を行なう。

（長野鉄道管理局管内）

段階	降積雪の状況	線路の状況		排雪雪捨列車運転計画	運転規制		
		本線路	駅側線		運休	けん引定数削減	補機連結
第1次	降雪量 1日10cm～40cm又は毎時2cmを超え，6時間以上降り続いているとき	確保	確保	1必要によりラッセルを運転	貨物列車 10%～ 20%	貨物列車 10%～ 20%	
第2次	降雪量 1日30cm～60cm又は毎時3cmを超え6時間以上降り続いているとき，又は吹雪のとき	確保	仕訳線の80%以上を確保する（仕訳線には貨物線を含む以下同じ）	1ラッセルを7時間～12時間毎に運転 2必要によりロータリを運転	旅客列車 0～20% 貨物列車 20～% 40%	貨物列車 20%～ 30%	旅客列車必要により連結
第3次	降雪量 1日50cm～80cm又は毎時5cmを超え4時間以上降り続いているとき，又は吹雪のとき	確保	仕訳線の70%以上を確保する	1ラッセルを5時間～8時間毎に運転 2必要によりロータリ及び雪捨列車を運転	旅客列車 10%～ 40% 貨物列車 30%～ 60%	貨物列車 30%～ 50%	客車9両の列車以上に連結
第4次	降雪量 1日60cm～90cm又は毎時7cmを超え3時間以上降り続いたとき，又は吹雪のとき	主本線全部と副本線の50%を確保する	仕訳線の40%以上を確保する	1特別ラッセルダイヤによるラッセルをひん繁に運転 2必要によりロータリ及び雪捨列車を運転	旅客列車 30%～ 70% 貨物列車 50%～ 80%	貨物列車 30%～ 60%	旅客列車は全部に連結 貨物列車は必要により連結
第5次	降雪量 1日80cm又は毎時10cm以上並びに列車の運転確保が極度に困難な状態となつたとき	主本線全部と輸送確保に必要な最小限の副本線を確保する	輸送力確保に必要な仕訳線機回線等の最小限を確保する	同上	旅客列車通勤通学列車のみ確保，貨物列車，緊急物資（生鮮食料品燃料等生活必需物資）の輸送に必要な最小限の本数確保	同上	全列車に連結

(4) 非常災害対策

i 旅客の接遇

雪害時においては，旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため，各駅長が災害旅客接遇心得の定めるところにより，必要に応じ給食，医療等の手配をするものとするが，非常災害時においては，市町村，住民等の協力を求めて応急炊出しを実施し，又は日赤現地医療班による施療を求めるなど，給食，医療の万全を期するものとする。

ii 消防団等の出動

雪害時における緊急除雪等は，まず非番員等国鉄職員の動員をもつて行なうものとするが，これのみによつて事態の収拾をはかりがたいときは状況に応じて消防団又は自衛隊が応援のため出動するものとする。

iii 緊急輸送

豪雪時における緊急輸送は，一般客貨に優先して行なうものとするが，緊急輸送の求めが輻輳して調整困難となつたときは，日本国有鉄道新潟支社が県と協議のうえ輸送物資及びその順位等を定めて行なうものとする。

5 地方鉄道の運行

地方鉄道業者は，列車の運行を確保するため，降積雪の状況に応じて除雪機械の計画的運行を図るものとし，機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の効果をあげ又はその不足を補うため，さらに職員及び除雪組合員による人力除雪を併用するものとする。

雪害時においては間引運転により重要客貨の輸送を確保するものとするが，最悪の場合も必要最小限の通勤通学列車だけは確保するよう務めるものとする。

地方鉄道業者の除雪体制

会社名	区間	除雪機械	人員	備考
新潟交通株式会社	県庁前—燕	ラッセル車 1 中型スノープラー 1	職員 45 除雪組合員 480 (16組合)	○軌道部分の除雪は，人力又はブルドーザーによる。 ○緊急動員の場合の職員数 200
越後交通株式会社 栃尾線	悠久山—栃尾	電気機関車 1 電動客車 4 広巾排雪車 1 ロータリー除雪機 1	職員 30 除雪組合 190 (9組合)	○本線関係の除雪は，ロータリー除雪機により終着列車到着後始発列車までの夜間に実施する。(昼間はスノープラーにより必要に応じて実施)
越後交通株式会社 長岡線	来迎寺—寺泊	電気機関車 2 電動客車 4 広巾排雪車 1 ロータリー除雪機 1	職員 40 除雪組合員 480 (16組合)	○側線関係の除雪は，ロータリーで昼間実施し人力を併用する。 ○緊急動員の場合の職員数 300
頸城鉄道自動車株式会社	新黒井—浦川原	ディーゼル機関車 3 ラッセル車 1 ロータリー車 1	職員 8 除雪組合員 350 (3組合)	○緊急動員の場合の職員数 43
蒲原鉄道株式会社	五泉—加茂	大型スノープラー ウイング付 1 小型 〃 2	職員 22 除雪組合員 250 (2組合)	○緊急動員の場合の職員数 70

地方鉄道における列車の運転規制

会社名	運転規制
新潟交通株式会社	平常，警戒，非常の3段階に区分し，警戒体制又は非常体制の場合は雪害時ダイヤによる列車の間引運転を行なう。
越後交通株式会社	第1次 全列車運転確保 第2次 旅客列車一部間引，貨物列車運休又は一部運休 第3次 列車一部区間運転又は全面運休
頸城鉄道自動車株式会社	第1次 特定区間の運休10本（冬季ダイヤ） 第2次 新黒川浦川原全区間9本運休（雪害時臨時ダイヤ）
蒲原鉄道株式会社	第1次 状況により一部列車運休しダイヤの混乱を防止する 第2次 一部列車計画運休実施，東加茂駅除雪電車臨時配置1両 第3次 混合列車運休，貨物列車運休，通勤通学列車の確保を図る。 (本線確保順位 1五泉～村松 2村松～大蒲原，七谷～東加茂 3東加茂～加茂 4大蒲原～七谷)

6 バスの運行

一般乗合旅客自動車運送業者は，国，県，市町村における計画除雪路線の定期バスを運行するほか，主要市街地及び主要国鉄駅周辺等地域住民の交通に特

に必要な主要定期路線についても，関係者と協力除雪のうえ極力定期バスの運行を図るものとする。

会　社　名	除　　雪　　車	備　　考
新潟交通株式会社	ブルドーザー３，ブルドーザーショベル２ 装輪ショベルVプラウ付１，装輪ロータリーショベル付１，装輪ロータリーVプラウ付２，セルフローダーVプラウ付１，装輪除雪車Vプラウ付３，前輪駆動ダンプカーVプラウ付４，モーターグレーダー４， 計　21台	本社11，８地方出張所に10台配置
越後交通株式会社	ブルドーザー７，レツカー１その他12計20台（借上車３を含む）	14カ所に配置
頸城鉄道自動車株式会社	ロータリー１，スノープラー８　　計９台	７カ所に配置
蒲原鉄道株式会社	運搬車　３	

7　なだれによる事故の防止

(1) なだれ防止施設の整備

i　道路のなだれ防止施設

北陸地方建設局及び県は，それぞれの管理に属する道路の保全及び交通の安全を確保するため，なだれ発生危険箇所にスノージエツド，段切防杭なだれ防止柵，雪中隧道等の諸工事を施行し，なだれの発生防止を図るものとする。

ii　なだれ防止林の造成

県は道路の保全とともに農地公共施設，住宅等で特になだれによる危険が予測される箇所の保全を図るため，なだれ防止林の造成を行ないなだれの発生防止を図るものとする。

iii　鉄道のなだれ防止施設

日本国有鉄道は鉄道施設の保全と列車の運行を確保するためなだれ危険箇所について，なだれ防止設備を増強し，その防止を図るものとする。

（ｉ）　なだれ防止設備の増強

上越線，磐越西線及び米坂線のなだれ危険箇所には，なだれおおい，なだれ止さく，なだれ止よう壁等の設備を増強する。

（ii）　なだれ予防作業の強化

ア　なだれ落し

なだれ発生のおそれのある山頂の雪庇や山腹の積雪を人力又はハツパにより部分的に解消して大なだれの発生を予防するもので上越線，只見線，磐越西線及び米坂線等で実施する。

イ　山腹積雪踏固め

路線近くの山腹又は切取り等の斜面積雪を足で階段状に踏固め斜面積雪の安定と次期降雪に備える作業で管内沿線全域に亘つて実施する。

（iii）　警備体制の充実

ア　なだれ警報装置の整備

なだれが発生した場合，もより駅又は警備員に知らせるため要注意箇所に設置する警報装置を整備する。

イ　直接警備の強化

なだれ発生のおそれのある附近を職員が直接警備する方法で，巡回警戒と固定警戒の区分により昼夜にわたり警備する。

ウ　ヘリコプターによる警戒

山頂の積雪雪庇の状況等地上警備で監視困難のものに対してはヘリコプターから警戒を実施する。

(2)　なだれ危険箇所の警戒

i　危険箇所の査察

道路，鉄道等のなだれ危険箇所については，関係機関において適時査察を実施し，なだれの早期発見に努め，事故の防止を図るものとする。

道路の査察は，北陸地方建設局，県及び市町村において，それぞれの担当除雪路線を主体として実施するものとし，鉄道の査察は日本国有鉄道において，各保線区の保線班により実施するほか，豪雪時において特に必要あるときは，ヘリコプターによる空中査察を実施するものとする。

ii　標識の設置

なだれ危険箇所を一般に周知させるため，各関係機関は標識を整備し，主要道路及び通学道路等を重点として必要箇所にこれを設置するものとする。

iii　事故防止体制

県警察本部は，なだれの発生による事故防止を図るため危険地域の警戒体制を強化し，交通規制及び禁止措置標識の設置，迂回路の開設並びに避難措置等について関係市町村と協議し，必要な事故防止の措置を講ずるものとする。

(3)　**なだれ発生に伴う応急措置**

なだれの発生により道路交通に支障をきたしたときは当該道路管理責任者において応急復旧措置を講ずるものとするが，除雪計画路線については，当該除雪担当機関においてすみやかに道路の啓開に当たり交通の確保を図るものとする。

8　電力，通信等の障害排除

(1)　**送電線路の障害排除**

東北電力株式会社新潟支店は，冬期送電線障害の早期復旧を図るため，新発田，長岡，高田各保線所に雪上車を配置し，障害地点への人員，資材の雪中輸送を確保する。なお，豪雪時における送電線路の巡視について，必要ある場合は，本店駐在のヘリコプター（５台仙台駐在）を要請して空中査察を実施するものとする。

(2)　**配電線路の障害排除**

i　予防措置

（ｉ）　東北電力株式会社新潟支店は，樹木の接触による配電線障害防止のため高圧線から 1.5m，低圧線から 0.9mの水平離隔距離を基準として各営業所ごとにあらかじめ樹木所有者と協議のうえ枝下ろし，伐採等所要の措置を講じた。

（ii）　高低圧電線のうち，劣化したもの，細いものの張替えをし，多雪地帯では落雪時の反動による跳ね上りに伴う電線相互の短絡防止のため絶縁化弛度調整，ラインスペーサーの取付を実施した。

(iii)　支持物については，腐朽したものの建替え，支線の増設，弛み取り多雪地帯における支線ガードの取付等を実施した。

(iv)　その他架空引込線はＤＶ化を図るとともに弛度調整を行なつた。

ii　復旧体制

非常災害の発生が予測される場合は，配電線路確保のため，情勢に応じ各営業所ごとに非常災害復旧動員体制を整えるものとする。

（ｉ）　Ｂ級動員体制

地元動員体制のみで他所の応援を要せず，又，他所の応援隊が実動復旧体制に入るまでの所要日時以内に復旧可能な場合

（ii）　Ａ級動員体制

Ｂ級動員体制のみでは復旧が困難なため，他所から応援を必要とするか，また地元全域にまたがり，被害を受け復旧に相当の長時間を要すると判断される場合はＡ級動員体制として他所の応援を要請して早期復旧に努める。

(iii)　そ　の　他

高田営業所および十日町営業所に雪上車，長岡営業所に簡易雪上車を配置し，雪上輸送を確保する。なお保安電話の不通時に備え，携帯無線機34台を各所に配置した。

iii　復旧用主要資材の配備

雪害予想期間を定め，復旧用主要資材として，支持物 2,000本，裸硬銅線195,000m，引込電線210,000m，変圧器1,000台，柱上開閉器100台，がい子類30,000個，腕木15,000本，その他必要資材を支店管内全営業所に配備する。

(3)　有線電話回線の障害排除

i　障害復旧体制

（ｉ）　遠隔地保守

遠隔地に発生した障害の早期回復を図るため，委託局（郵便局）に配置している修理要員を地形，降雪量等に応じて特に冬期間増員する。

委託局駐在員配置表

（ ）内は冬期間臨時駐在および増員を示す。

委託局駐在管理局	局名	人数	局名	人数	局名	人数	局名	人数	局名	人数	局名	人数
新潟	豊栄	1	亀田	2								
新津	水原	2										
新発田	中条	2										
村上	下関	1	坂町	1	黒川俣	1	勝木	1				
巻	越後吉田	2	分水	2								
長岡	中里	1	与板	1	脇野町	1	寺泊	1	出雲崎	1		
小出	(守門)	(1)										
六日町	湯沢	2	三国	1								
柏崎	高柳	(1) 1										
直江津	安塚	3	大島	1	柿崎	2	(吉川)	(1)				
糸魚川	(平岩)	(1)										
佐和田	多田	1	高千	1	羽茂	1						
新井	妙高	1										
十日町	松代	1	田沢	1	大割野	2	(宮野原)	(1)				
五泉	村松	1										
計	常時駐在 29局 39名		臨時駐在 4局 4名		臨時増員 1局 1名							

(ii) 復旧用主要資材の配備

障害復旧用資材は冬期間特に増備し雪害発生が懸念され且つ陸路輸送の不便となる県下9局を指定して配備するものとするが，災害の規模により更に必要ある場合は新潟電気通信部で即時手配の出来るよう準備する。

昭和42年度冬期間における応急復旧用資材の配備調書

保管局	0.5×100P CCP—S (タルミ)	0.5×50P CCP—S (タルミ)	0.5×100P CCP—P (タルミ)	0.65 6P SDW	0.9 2P SDW	鋼心入屋外線	29% 硬銅線	4線用腕木	8線用腕木
	m	m	m	m	m	m	kg	本	本
新潟通信部資材課	500	1,500	500	1,500	1,000	10,000			
津川電報電話局					1,000	2,000			
村上 〃				1,000	1,000	3,000	40		
栃尾 〃				1,000		1,000			
十日町〃				1,000	1,000	4,000	20	30	4
糸魚川〃				2,000	500	1,000			
佐和田〃				500	1,000	3,000			
新 井〃				500	500	1,000			
六日町〃				1,000	1,000	2,000			
両 津〃						5,000			
計	500	1,500	500	8,500	7,000	32,000	60	30	4

(iii) 復旧工事要員の動員

非常災害の発生と同時に関係電報電話局および新潟電気通信部に対策本部を設置して応急復旧の措置を講ずるものとするが災害の規模が大きく被災局のみでは復旧不能な場合，新潟電気通信部は管内各局の工事要員ならびに管内請負業者を動員し早期復旧に努める。

ii 回線維持体制

(i) 回線の切替措置

非常災害により市外電話回線に重大な障害が発生した場合，市外通話への影響を極力少なくするため，新潟電気通信部は所定の回線切替措置表および復旧順位表により重要回線の他ルートへの切替等の措置をし，回線の確保に努める。

(ii) 移動無線機の配置

有線回線が障害となり，市外通話が不能になる（通信そ通上の孤立状態）のを防ぐため，新潟電気通信部は県下に重点的に無線機を配置し，有時即応の体制を整える。

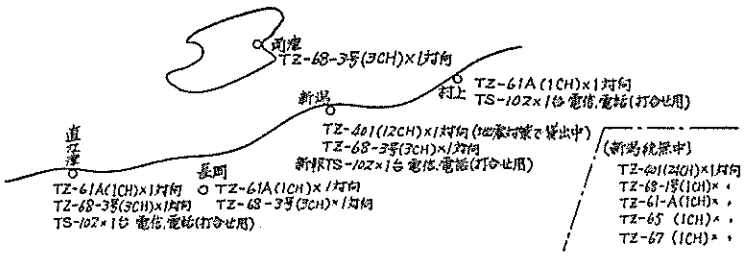

9　豪雪地帯の主要食糧の事前配給等

(1)　消費者米穀の確保

i　越冬用米穀の事前配給措置

県は，市町村の申請により，食糧庁長官の承認を得て，山間豪雪地帯27市町村の消費者又は販売業者に対し，降雪前に，越冬用米穀として3～5ヵ月分 1,500 t の前渡措置を講ずる。

消費者渡

市町村名	前渡数量 kg	市町村名	前渡数量 kg	市町村名	前渡数量 kg
長岡市	1,200	鹿瀬町	9,560	津南町	13,004
小千谷市	12,831	湯之谷村	6,373	松之山町	3,000
五泉市	3,150	入広瀬村	6,300	関川村	3,221
下田村	3,690	湯沢町	80,000	計	142,329

販売業者渡

市町村名	前渡数量 kg	市町村名	前渡数量 kg	市町村名	前渡数量 kg
長岡市	46,946	三川村	3,000	妙高々原町	264,142
高田市	99,320	湯沢町	215,800	中郷村	15,300
新発田市	14,251	塩沢町	113,328	妙高村	44,440
見附市	115,970	六日町	60,013	青海町	162,186
栃尾市	85,450	柿崎町	4,914		
糸魚川市	55,580	大潟町	10,024		
鹿瀬町	26,532	頸城村	21,120	計	1,358,316

ii　応急用米穀の確保

災害時における応急用米穀の配給については，「米穀配給要綱の災害時における応急配給措置」により，需用者からの申請により県又は市町村が米穀類臨時特別購入切符を発行し，措置するものとする。

なお，非常用乾パンを必要とするときは，県が「災害時における乾パンの取扱要綱」により新潟食糧事務所へ要請し手配するものとする。

iii　政府指定倉庫の搬路確保

政府米の管理者は，主要政府指定倉庫の搬出路について，市町村の道路除雪計画に編入するなど関係機関と協議のうえ，確保を図るものとする。

搬路の確保を要する主要政府指定倉庫

区　　分	所　　在　　地	倉　　庫
新潟市地区配給分	新潟市山ノ下臨港町２	新潟食糧事務所倉庫
長岡市地区配給分	長岡市高見町365—２ 〃　四郎丸本町 〃　台　町	黒条農協倉庫 長岡市農協倉庫 長岡連合倉庫
三条市地区配給分	三条市新保 5,858 〃　田島字松橋 1,152	三条日通倉庫 三条連合倉庫

(2)　**食塩の確保**

日本専売公社（新潟支局，長岡出張所，直江津出張所）は，その直轄倉庫（新潟，長岡，直江津，佐渡）に県内消費量の１ヵ月分以上を常時保有し，塩元売人に対し県内消費量の１ヵ月分程度を保有させ，また，山間豪雪地の小売人に対しては，降雪前に約４ヵ月分程度を売渡す措置をとるよう指導している。

(3)　**青果の確保**

i　事前備蓄措置

豪雪が予想される場合，県及び市町村は，一般家庭に対し広報紙その他の広報措置により，比較的価格の安い降雪期前に貯蔵可能な野菜類の備蓄を呼びかけるものとする。

また，豪雪が予想される必要があると思われるとき，県及び市町村は，

その状況に応じ青果物取扱業者に対して貯蔵可能な野菜類の在庫増加を呼びかけるものとする。

（備蓄可能品目）

一般家庭……キャベツ，白菜，大根，人参，長いも，ごぼう，馬鈴薯，ねぎ，玉ねぎ

青果物業者……キャベツ，人参，長いも，馬鈴薯，玉ねぎ

ii　雪害時緊急措置

豪雪に伴い一般交通が長期にわたり途絶した場合，県は，青果物緊急輸送計画をたて緊急輸送措置により確保するものとする。

また，県外からの輸送が途絶した場合には，都市消費者の需要に応ずるため近在生産者に協力を求め，農家所有の貯蔵中の野菜を農協系統を通じて集荷する。

所有量の把握，業者別配分については市町村長が担当する。

需要市町村	緊急野菜集荷地域
新潟市	市内農業地域，豊栄町，白根市，新発田市
長岡市	市内農業地域，小千谷市
高田市	市内農業地域，新井市
その他の市町村	おおむね当該市町村において調達可能

(4)　**畜，水産物の確保**

i　畜産物及び流通飼料の確保

（i）　牛乳の集荷及び搬送を円滑にするため，市町村及び関係団体は集送乳路線，輸送方法等についてあらかじめ計画するものとする。

（ii）　食肉は，新津，長岡の枝肉センター及び主要と畜場に併設されている冷蔵施設を活用して保管確保するものとする。

(iii)　鶏卵は，新潟県経済農業協同組合連合会においてその集荷と保管を一元化して確保を図るものとする。

(iv)　流通飼料は，農家に対し越冬用の備蓄を呼びかけるとともに，飼料取扱業者にも在庫増加を呼びかけるものとする。

（v） ひなの輸送を円滑にするため，市町村，関係団体及びふ卵業者は，それぞれ輸送路線，輸送方法等をあらかじめ検討し輸送の万全を期するものとする。

主要乳業施設の牛乳処理能力等

工場名	所在地	推定処理能力（1日）	集乳範囲（便宜上市は地方別にもよりの郡に含む）
明治乳業KK新潟工場	新潟市河渡	16,300kg	北蒲原，岩船，中蒲原，南蒲原
〃 柏崎分工場	柏崎市比角	7,100	刈羽，中頸城
雪印乳業KK新潟工場	新発田市西塚の目	11,500	北蒲原，岩船，西蒲原
〃 長岡工場	南蒲原郡中之 島村	8,000	西蒲原，南蒲原
KK塚田牛乳	新潟市白山浦2	13,600	中蒲原，北蒲原，西蒲原，南蒲原，佐渡
中越牛乳KK	三条市新保	3,400	南蒲原，中蒲原
新潟乳工業KK	長岡市南町	13,800	古志，刈羽，北魚沼，南魚沼
全酪連堀之内工場	北魚沼郡堀之内町	6,500	北魚沼，南魚沼，中魚沼
KK塚田牛乳店	高田市幸町	2,800	中頸城
佐渡酪農農協連合会	佐渡郡金井町	8,400	佐渡

主要と畜場処理能力等

と畜場名	処理能力（1日）頭	保管能力頭	集荷範囲
新発田市	60	－	北蒲原，岩船
新潟	150	－	新潟，北蒲原，西蒲原，佐渡
新津	350	350	北蒲原，中蒲原，西蒲原，南蒲原，佐渡
長岡	250	350	古志，三島，南蒲原，北魚沼，刈羽
柏崎	60	180	刈羽，中頸城
高田	60	180	中頸城，西頸城

ii 水産物の確保

豪雪が予想されその必要があると思われるときは，県は主要都市の水産物卸売業者に対し，冷蔵施設を利用し在庫を確保するように呼びかけるものとする。

冷凍冷蔵施設

（営業用）

都市名	箇所数	収容能力	都市名	箇所数	収容能力	都市名	箇所数	収容能力
新潟市	17	15,482t	中蒲原郡	1	50t	高田市	3	478t
新発田市	1	161	長岡市	7	1,171	直江津市	3	1,186
村上市	2	96	三条市	1	796	糸魚川市	1	137
白根市	1	12	三島郡	2	298	両津市	2	812
新津市	1	50	小千谷市	3	235			
北蒲原郡	1	72	南魚沼郡	1	67			
西蒲原郡	1	36	柏崎市	2	481	計	50	21,620

（小規模のものを除く）

（漁協用）

郡市名	箇所数	収容能力	郡市名	箇所数	収容能力	郡市名	箇所数	収容能力
岩船郡	5	52t	西蒲原郡	2	15t	佐渡郡	8	194t
村上市	1	21	三島郡	2	170	糸魚川市	1	27
北蒲原郡	2	22	西頸城郡	6	160			
新津市	2	22	両津市	2	74	計	31	757

iii　雪害時の緊急措置

豪雪に伴い一般交通が長期にわたり途絶し必要ある場合は，県が畜産物等の緊急輸送計画をたて，緊急輸送措置により供給の確保を図るものとする。

(5)　**その他の食糧品の確保**

i　一般家庭における備蓄

県及び市町村は，山間豪雪地域の一般家庭に対し，水産加工品など貯蔵が可能の食品類及び乳幼児用粉乳，練乳等の保有を呼びかけるものとする。

ii　乳児用粉乳，練乳の確保

豪雪が予想される場合，市町村は乳児用練乳の在庫量を調査し，不足と思われるときは関係業者に在庫増加を呼びかけるものとする。

10　豪雪地帯の衛生対策

(1)　降雪期前の医療措置

豪雪山間へき地等については，降雪期前に巡回診療を行なうほか，結核，成人病の検診，食生活の改善など早期検診や保健指導を行なうものとする。また，市町村に対し，冬期における特殊な生活環境に対する生活指導を集団的または個別的に行なうよう指導するものとする。

(2)　豪雪地帯の急患発生対策

豪雪地帯で，医療施設までの患者搬送が困難な地域における急患発生に備えて，関係機関は，次のように対処するものとする。

i　医療班の派遣

県は，県立病院，保健所と協議し，市町村長の要請により，医療班を現地に派遣できるよう体制を整えるものとする。

ii　医療班の編成

日本赤十字社新潟県支部は，市町村に所在する医療機関との委託契約により，当該市町村の要請がある場合救護班ならびに現地医療班を編成し派遣するものとする。

（救護班）			（現地医療班）	
上越地区	知命堂病院（高田市）	1班	上越地区	22班
中越地区	長岡赤十字病院（長岡市）	4班	中越地区	44班
下越地区	日赤県支部（新潟市）	4班	下越地区	59班
佐渡地区	佐渡総合病院（金井町）	1班	佐渡地区	10班
計		10班	計	135班

iii　急患の搬送

（i）　市町村は雪上車，スノーボートの整備又は担架搬送隊の編成等所要の措置を講じ，医療施設所在地までの急患搬送体制を事前に確立しておくものとする。

（ii）　交通途絶のため孤立した地区の急患搬送あたり緊急を要する場合は市町村長の要請に基づき，知事が自衛隊又は第九管区海上保安本部に対して航空機の派遣要請を行なう。

(3) **医薬品の確保措置**

県は，応急医療措置に必要な医薬品については，販売業者に対して所要量の備蓄をすべき旨の指導を行ない，緊急調達に応じられるよう努めるものとする。

ただし，一般に備蓄しがたい特殊医薬品（治療血清等）及び保存血液については，緊急輸送の手配により調達確保するものとする。

豪雪山間へき地における救急医薬品については，各家庭に常備薬を準備するよう関係機関を通じて指導の徹底を図るものとし，へき地の関係市町村が家庭常備薬の配置について予算措置を講じたとき県は必要な助成を行なう。

(4) **し尿，ごみ処理対策**

i　し尿処理

（i）　県は，市町村におけるし尿処理の実態を常に適確に把握し，その対策が「豪雪時におけるし尿処理特別対策要綱」により迅速かつ能率的に実施されるよう指導するものとする。

（ii）　豪雪地帯の市町村は，地域住民に対し便槽の改良及び事前くみ取りの措置について指導徹底を図るものとする。

(iii)　し尿の消毒剤としては，石灰乳又は焜製石灰末を使用することとし焜製石灰末の入手困難な場合に限つてクレゾール水を使用するものとする。

なお，消毒剤の使用にあたつては県に事前協議を行なうものとし，消毒薬剤の確保が困難な場合は県が需要発生のつど緊急輸送の手配を行なう。

ii　ごみ処理

市町村長は，豪雪時におけるごみ処理対策として，「ポリ袋」の利用やごみ収集にあたつての積換場所（中継所）の設定など，衛生的処理の徹底が期されるよう所要の措置を講ずるものとする。

(5) **積雪時の水道の維持管理**

豪雪あるいは寒冷時にはとかく水道施設の機能が低下しがちであるので，

水道管理者は，「積雪寒冷対策水道の維持管理要領」により施設管理及び水道管理を行ない，常に水質基準に合致した水が所要の圧力で連続して給水区域にくまなく給水されるよう措置するものとする。

11　豪雪地帯の授業確保等

児童生徒の安全を確保しながら授業の完全実施を図るため，次の措置を講ずる。

(1)　通学道路等の確保

市町村は，部落中心に通学道路等を確保するためあらかじめそれに要する人員の確保計画をたて，雪ふみにより道路を確保するとともに，登下校等の際は集団的にこれを行なわせ，必要によつては教師，保育所等施設職員又は父兄がこれを誘導するよう措置するものとする。

(2)　なだれ危険箇所の標識

なだれのおそれがある箇所については事前に市町村が防止策を講ずるとともに，児童生徒にはつきりわかるような標識をたて，迂回路を通るよう指導する。

(3)　避難場所の設置

社会福祉施設，学校等の施設内における事故発生に具えて，避難路及び避難場所を整備し，児童生徒が危険な場所で遊ばないよう関係者は注意する。

(4)　雪害に対する予備知識

学校においては，児童生徒に対して雪害の予備知識を与えるとともに，避難訓練及び交通訓練を常に行なう。

(5)　校舎等のなだれ防止

校舎及び体育館等の屋根のなだれ止めの不完全な学校は，降雪前に十分整備し屋根から落下する雪の災害防止に万全を期する。

12　豪雪地帯の雪上車の整備

豪雪地帯の市町村は，主として除雪計画路線外の地域における緊急交通を確保し災害諸対策の円滑化を図るため，雪上車の整備に努めるものとする。

県は市町村の雪上車購入について必要な助成を行ない，又は「新潟県雪上車貸付要綱」により県有雪上車の貸付けを行なう。

昭和42年度雪上車配備計画

配置場所	平常時運行範囲	台数	配置の種別	備考
長岡市	管下一円	1	貸付	
越路町	〃	1	〃	
栃尾市	〃	1	〃	
小千谷市	〃	1	〃	
川口町	〃	1	〃	42年度新規　1台
広神村	〃	2	〃	〃
守門村	〃	2	〃	〃
湯之谷村	〃	1	〃	〃
入広瀬村	〃	2	〃	〃
塩沢町	〃	1	〃	〃
十日町	〃	1	〃	〃
津南町	〃	1	〃	〃
安塚町	〃	1	〃	〃
松代町	〃	1	〃	〃
松之山町	〃	1	〃	
牧村	〃	1	〃	
高田市	〃	1	〃	
新井市	〃	1	〃	
板倉町	〃	1	〃	
上川村	〃	1	〃	42年度新規　1台
六日町警察署	〃	1	県保有	〃
計		24		41年度より継続　12台 42年度　新規　12台

13　豪雪地帯の建物除雪

(1)　公共施設

公共施設の除雪については，それぞれの施設管理者において除雪計画をたてて措置すべきものとするが，異常降雪等を考慮し，市町村はこれらの総合

的調整を図り必要に応じて除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講ずるものとする。

(2) **一般建物**

市町村は，降雪及び積雪の状況により，自治会長ならびに区長等を通じて可及的一斉に屋根の雪おろしを督励して家屋到壊による事故防止に努めるとともに除雪後の非常口の設定について指導するものとする。特に被保護者家屋については，民生委員等地域関係者の協力による除雪対策の確立に努めるものとする。

14　豪雪地帯の消，融雪

(1) **無雪苗代地区の設定**

豪雪地帯においては，異常降雪等に伴い苗代設置の遅延による雪害を受ける場合が多いので，これらの地区では苗代地域等に消雪のため必要な恒久施設を設置するよう促進するものとし，必要に応じて県はその事業費の一部を補助する。

(2) **地すべり地域における湛水の排除**

降雪が原因となる農地等の湛水については，特に融雪期その見回りを強化し，湛水のある場合は早期にこれを排除して地すべりの誘因除去に当たるものとする。

15　8・28水害被災地における雪害対策

被災施設等の復旧途上にある8・28水害被災地においては，雪害に対する抵抗力も平年度に比しかなり劣弱化しているものと考えられるので，それぞれ地域の特殊性に応じて前項までの諸措置が効率的に活用できるよう関係者は十分配意するものとするが，重点実施事項は次のとおりとする。

(1) 家屋の倒壊防止

県の設置した応急仮設住宅については，構造的に耐雪面にも十分配意はしてあるが，屋根の雪下ろしはできるだけ早めに行なうよう居住者に呼びかけその他の被災した補修家屋または再建中の家屋等についても，降積雪の状況に応じて，倒壊等を防止するため早めに屋根の雪下ろしを行なうよう，関係市町村長が住民に徹底するものとする。

(2) 交通の確保

国鉄米坂線は，被災後開通区間である坂町～越後金丸間の列車運行を確保するため，新潟支社が，除雪車ＤＤ15を投入して人力除雪とあわせて除雪体制の強化を図るとともに，被害を受けた山腹，切取り，のり面に対しても，なだれ警報さくの設備に検討を加え，越後金丸～越後片貝間290mを整備するものとする。

広域災害としての雪害時における
国鉄支援のための消防団出動要領

（昭和38年11月25日制定）

1　趣　　旨

この要領は，昭和38年１月豪雪の例に鑑み，予期せざる豪雪により列車の運行が停止し，県民の福祉に極めて重大な影響を及ぼし，ひいては国民経済に重大なる支障を来たすおそれのある場合における列車運行の確保を図るための消防団の出動について，必要な事項を定めるものとする。

2　出動の時期

鉄道輸送確保のための人力除雪は，国鉄において除雪組合の強化をはかり，これを中心として対策を講じ，緊急時においては先ず非番員等国鉄職員の動員を行なうものとするが，これのみによつては事態の収拾を図りがたいとき，消防団員はその使命に鑑み応援のため出動するものとする。

3　出動の要請

消防団の出動要請は，雪害の状況に応じて地域を指定して，国鉄新潟支社長が新潟県知事に応援を要請するものとする。

知事は，前項の要請を受け消防団の出動なくしては乗客の救済又は列車運行の確保が困難と認めたとき，関係市町村長に対して国鉄支援のための消防団の出動を要請する。

4　消防団の受入れ

国鉄における消防団の受入責任者は，保線区長等の権限如何にかかわらず駅長とする。

5　作業の方式

応援を求める作業の内容等については，駅長が出動消防団の長に対して要請するものとする。

消防団員に対する直接の作業指揮は，当該出動消防団の長が行なうものとする。

6　実施の細目

応援のために必要な具体的人員数，日時，食品給与等の実施細目については，消防団長と駅長とが協議決定するものとする。

7　災害補償

出動中の消防団員に事故があつた場合は，公務災害として補償の対象になり，新潟県消防団員等公務災害補償組合規約による補償額を下回らない額を国鉄が負担する。

8　そ　の　他

この要領は，雪害時以外の国鉄に対する応援についても準用するものとし極地的かつ緊急さしおきがたい場合においては3の要請手続に拘束されないものとする。

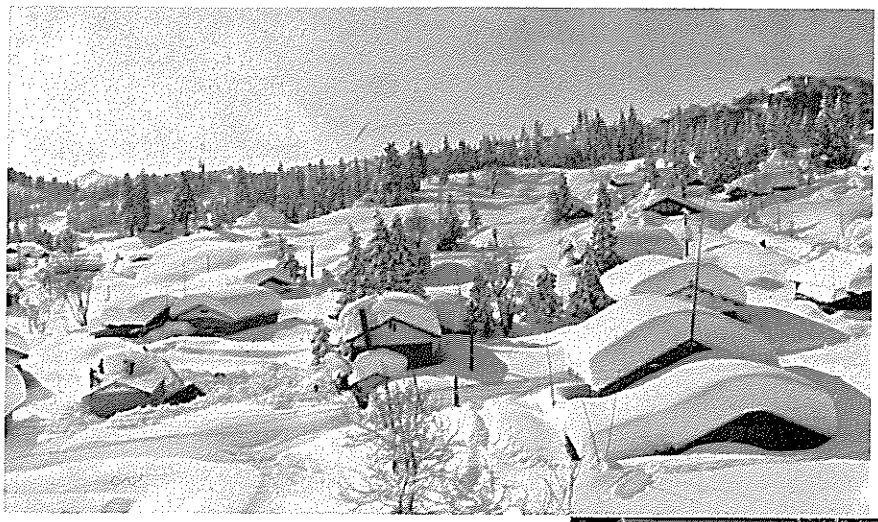

▲外部との交通もと絶えがちな東頸城郡松之山町
（右は家屋の出入口）

▼浦川原村小谷島地内のなだれ

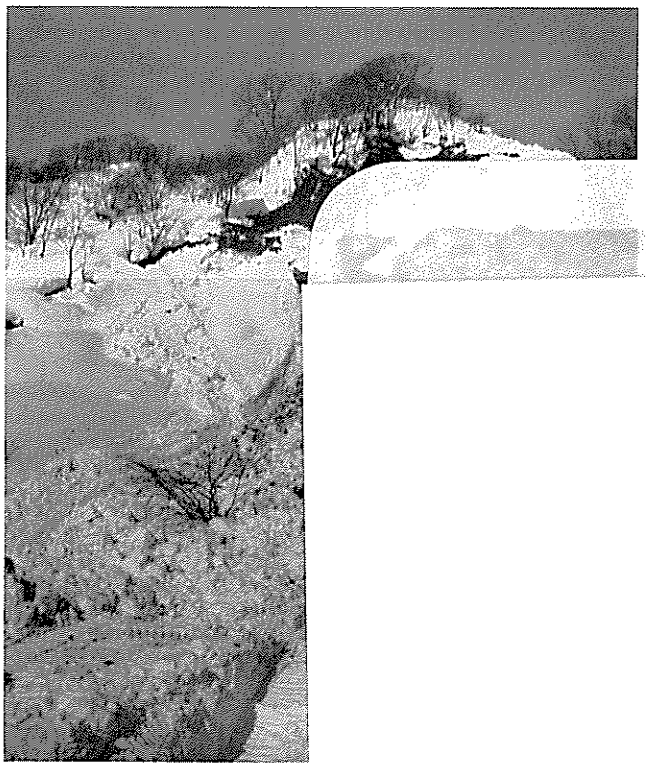

国道確保に懸命な除雪車（入広瀬村穴沢地内）